

3 景観計画区域内の景観形成方針及び建築物・工作物の景観形成基準と解説

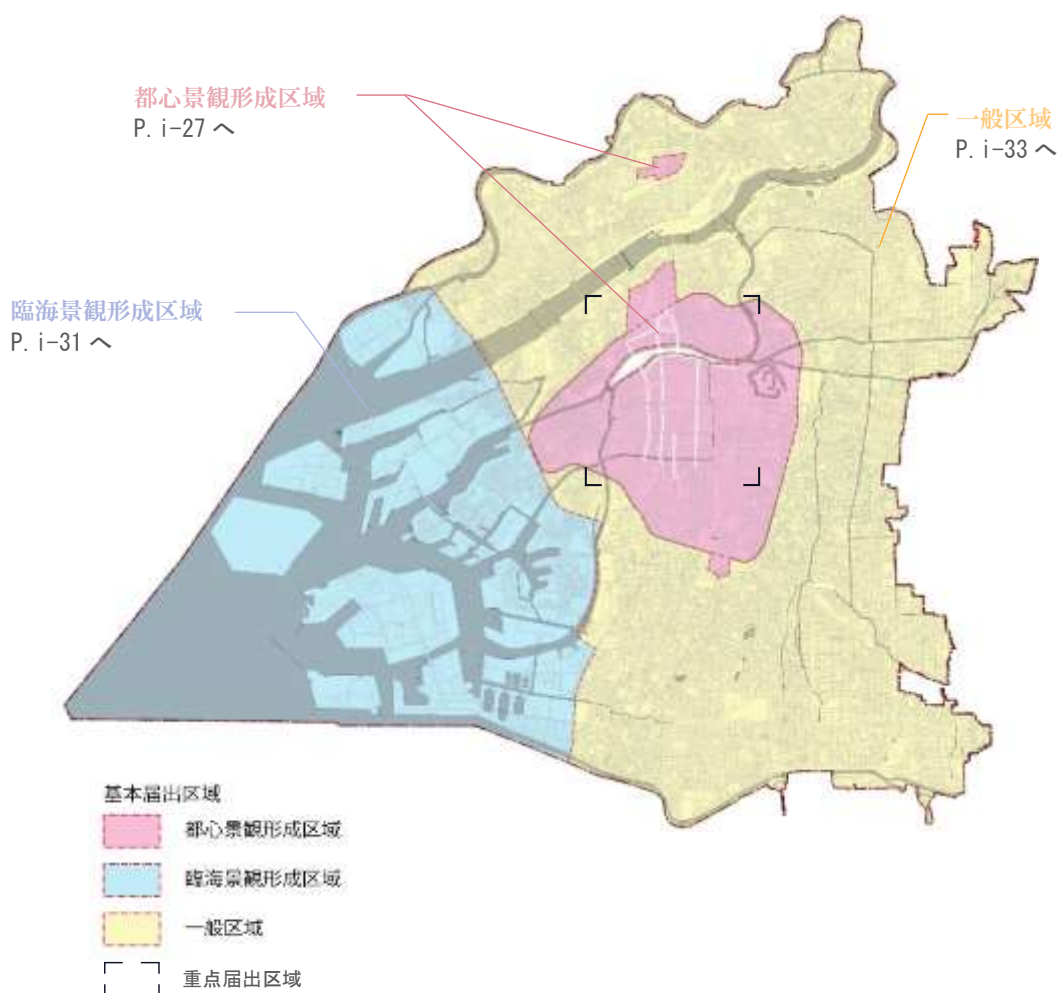
(1) 景観計画区域内の景観形成方針及び建築物・工作物の景観形成基準一覧

ここでは、区域ごとの景観形成方針及び景観形成基準一覧を掲載しています。

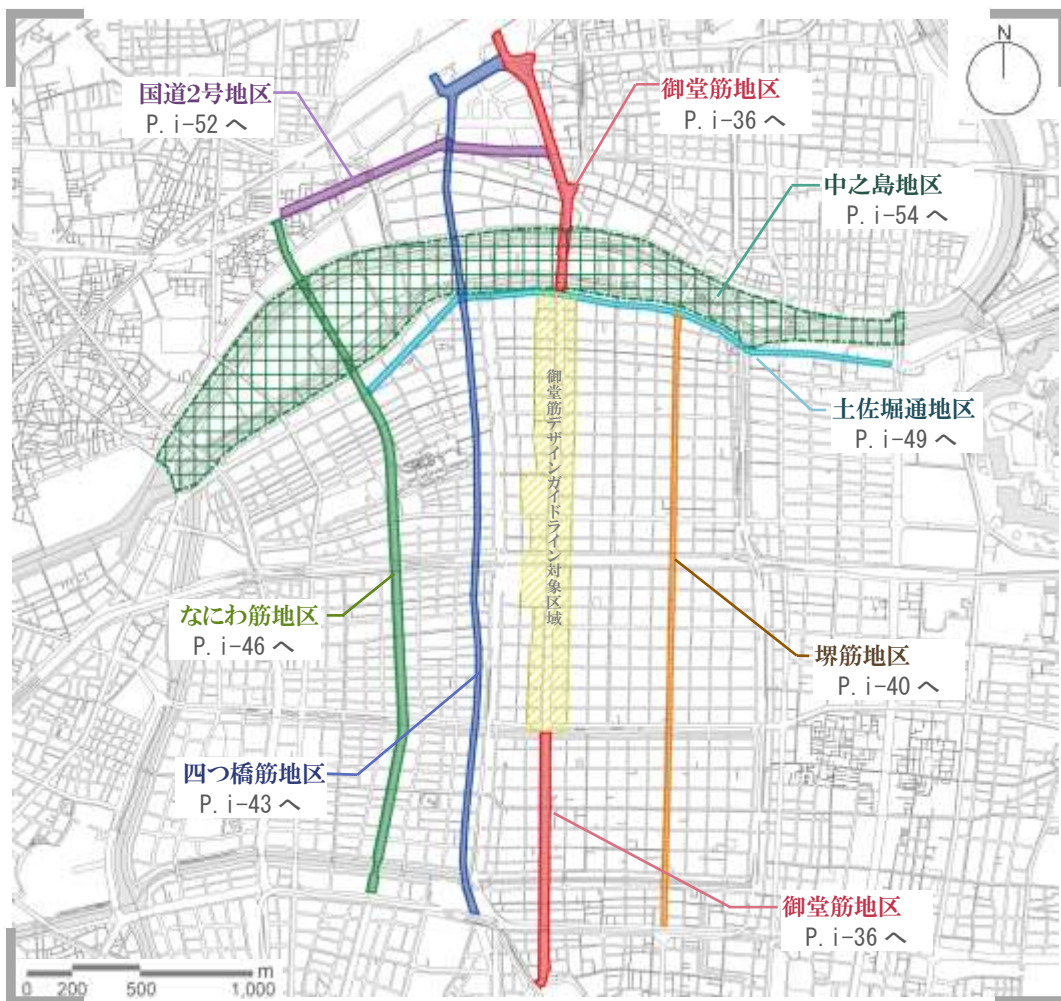
また、i-57 以降に「(2) 景観形成基準の解説」、i-81 以降に「(3) 典型的な敷地・建築条件における景観形成の例」を掲載しています。あわせて確認しましょう。

区域別 景観形成方針・基準一覧の掲載箇所

基本届出区域



重点届出区域



<本ページ以降の使い方>

- ・区域ごとに「景観形成方針」と「景観形成基準」を記載しています。
- ・「景観形成基準」の『例示』及び『解説』の掲載ページを表中右端に記載しています。

例示 i-● : 例示ページを参考に検討しましょう。

解説 i-● : 解説ページを確認しましょう。

都心景観形成区域

【景観形成方針】

都心景観形成区域全体にかかる方針	
	都心らしいまちの魅力を感じさせる景観の形成
	敷地際における歩行者空間、緑地の創出や、低層部デザインの工夫などにより、人々が歩いて楽しめる、都心らしいまちの魅力を感じさせる景観を形成する。
	駅前空間周辺では、特にオープンスペースや緑が確保された、ゆとりを感じさせる空間を形成する。
	建築物と屋外広告物とが調和した、秩序が感じられるまとまりあるまちなみを形成する。
	豊かな暮らしの魅力を感じさせる心地よい生活景観の形成
	住宅地では、生き生きとした日常の暮らしや様々な活動の営みを感じさせる心地よい景観を形成する。
	周辺に歴史的景観資源が残されている場合は、これらの保全、活用を図るとともに、これら資源との調和に配慮した景観を形成する。
	地域に根差した商店街などでは、人々の活気を感じることでできる親しみとにぎわいの景観を形成する。
	大規模な土地利用転換が図られるエリアでは、これまでの暮らしの歴史を踏まえ、周辺との調和に配慮した景観を形成する。
	駐車・駐輪施設については、適切な規模を配置するとともに、出入り口については集約化するなど、周辺の交通状況や市街地環境等に配慮した計画とする。
	建築物の外壁の仕上材、共同住宅のバルコニーの形態、サービスヤードの配置並びに高架水槽、設備配管、屋外広告物、工作物等について周辺と調和するよう配慮した計画とする。
	緑豊かなうおいある市街地景観の形成
	身近な緑や街路樹と調和させるとともに、互いの敷地どうしで補完しあうことで、より豊かな緑が感じられるまちなみを創出する。
	都市のイメージを高める眺望景観の形成
	地域の特徴的な景観資源や景観特性をいかし、見渡す眺め、見通す眺め、ランドマークへの眺めの創出に努める。
	地域の特性に応じた夜間景観の形成
	夜間照明においては、住宅地では生活に安らぎを与える配慮、歴史的景観資源の周辺ではそれらとの調和、ターミナル周辺では来街者を迎入れる雰囲気づくり、駅前や幹線道路沿道の商業地では活気・にぎわいと秩序との共存など、それぞれの場所の特性に応じた夜間景観の形成に努める。
	護岸や橋梁等の公共施設については、光のまちづくり推進委員会の取り組みを踏まえ、魅力とにぎわいに満ちた夜間照明の創出に努める。
	都市のイメージを高める夜間景観の形成
	地域の特徴的な景観資源や景観特性をいかし、俯瞰するあかり、水辺のあかり、境界のあかり、個のあかりの創出に努める。
上記方針に付加する景観配慮ゾーンの方針	
都心中央部	○まちの魅力の創造
	人々が快適に活動できる広い歩行者空間の確保、ゆったりと和める緑の創出及び人々が立ち寄り、交流できる沿道建築物の工夫などを進め、都心らしいまちの魅力を創造する。
	○「大通り（広幅員道路）」のまちなみ形成
	大規模な建築物が連なり、歩道や街路樹が整備され、多くの人々が行き交う、見通しのよい空間である「大通り」の特性をよりいかして、国際都市・大阪の都心にふさわしい質の高い、風格のあるまちなみを形成する。
	○「地区道路（中小幅員道路）」のまちなみ形成
	まちの成り立ちを感じさせる建築物などの歴史的景観資源が随所に見られ、地域の人々が日常接する身近な空間である「地区道路」の特性をよりいかして、歴史性や文化性などのまとまりの感じられるまちなみを形成する。
上町台地	○坂・歴史・緑が連なるエリアの特性をいかした景観の形成
	坂の下からよく視認できる建築物については、坂の下からの見え方にも配慮し、周辺との調和や圧迫感の軽減などについて、配置・意匠等を工夫する。
	周辺に寺社や旧街道筋沿いのまちなみ・古墳など、古代からの歴史が蓄積された歴史的景観資源が残されている場合は、できるだけこれらの保全、活用を図るとともに、これら資源との調和に配慮し、落ち着いた、深みのあるまちなみを形成する。
	地域に残された緑はできるだけ保存し、また見せ方を工夫するとともに緑との調和に配慮したまちなみ景観を形成する。

大阪城	○ランドマークの魅力を感じさせる眺望景観の形成	
	大阪城天守閣の眺めに配慮し、形態意匠の工夫や色彩の配慮などにより、大阪の象徴的な眺望景観を創出する。	
河川	○ランドマークをいかした夜間景観の形成	
	大阪城天守閣を際立たせるとともに、周辺の歴史的景観資源との調和、来訪者を迎え入れる雰囲気づくり、活気・にぎわいと秩序との共存など、ランドマークをいかした夜間景観の創出に努める。	
	道頓堀川沿川	○水辺に映える景観の形成
		対岸、橋上及び水上からの見え方に配慮し、水辺側に建築物のファサードを向ける、屋外広告物を地区の良好なまちなみの形成に資するものとするなど、河川に沿ったまちなみ景観を形成する。
		「水辺と一体感のあるまちなみ」の形成
		道頓堀川東部（浮庭橋以東）：建築物や敷地は、水辺の遊歩道や橋上、対岸の建築物からの眺めを意識し、水上からの「見え」に配慮するとともに、個性を持ちつつ周辺とも協調性のあるデザインとする。また、低層部は遊歩道を行く人々が気軽に出入りできるような開放性のあるものとし、河川、水辺、遊歩道と沿川のまちとが一体となったにぎわいのある水辺のまちなみを形成する。
		道頓堀川西部（浮庭橋以西）：水辺に面する建築物は橋上や水上からの眺めを意識したデザインの工夫や、周囲の建築物にも配慮し、敷地の植栽などについても水辺と調和のとれたデザインとなるように努めることにより、ゆとりと安らぎの感じられる開放的な水辺のまちなみを形成する。
		「川沿いの魅力」を高める
		道頓堀川東部（浮庭橋以東）：水辺の遊歩道は、沿川の建築物が川に向きやすいよう、また、水辺の回遊性を高めるため橋梁や沿川の道路などからアクセスしやすいよう整備しており、河川の水質浄化にも取り組みながら、さらなる水辺の交流空間の形成と、ミナミの繁華街にふさわしいにぎわいの創出に努める。
		道頓堀川にかかる橋梁は、魅力ある水辺空間を構成する構造物の一つとして、水辺からの眺めにも配慮したデザインにするとともに、水辺空間の視点場のひとつとして人々が憩い、集うことのできる場となるよう努める。
		道頓堀川西部（浮庭橋以西）：広がりのある開放的な河川の特徴をいかし、ゆとりと安らぎを感じられる水辺空間の形成や河川の水質浄化などに努める。また、橋梁など構造物のデザインは、魅力ある水辺空間の構成要素の一つとして水辺からの眺めや、中景、遠景も意識したデザインの工夫に努める。
	大川沿川	「水辺の魅力」を高める
		良好な河川水質や、夜間も安全で快適な水辺の連続した歩行者空間及び周辺から水辺へのアプローチの確保などに努めるとともに、周辺と調和のとれた建築物低層部や敷地のデザインとすることなどにより、「水辺の魅力」を高め、人々が伝統行事に集い、川沿いのまちなみの変化が楽しめる、やすらぎや親しみある水辺空間を形成する。
中之島等（堂島川沿川・大川沿川）	大川沿川	「川沿いのまちなみ」の形成
		川岸や橋上などの眺める場所や季節、時間帯によって変化する多様で、美しい眺望を有する水辺の景観特性をいかすと共に、川沿いの建築物や構造物などの輪郭や中高層部のデザインについて、周辺とのバランスに配慮することにより、水・緑とまちが調和した「川沿いのまちなみ」を形成する。
	土佐堀川沿川・大川沿川	「水辺をいかしたまちなみ」の形成
		御堂筋以西：周辺の建築物などとの調和に配慮し、建築物や構造物のデザインの工夫や敷地の緑化に努め、水・緑豊かな、風格とゆとりのあるまちなみを形成する。
		御堂筋以东：水辺に面した建築物や構造物のデザインの工夫に努めることにより、水・緑や歴史的建築物・構造物などと調和した、まとまりのある川沿いのまちなみを形成し、水の都大阪の歴史や伝統を受け継ぐ風格ある都市景観を形成する。
	大川・安治川沿川	水辺の魅力を高める眺望景観の形成
		高所からの俯瞰、沿川を見通す、対岸を広範囲に見渡す、島らしい印象的な眺めに配慮し、形態意匠の工夫や色彩の配慮などにより、水辺の印象的な顔づくりを行う。
道路	大川・安治川沿川	水辺の魅力を高める夜間景観の形成
		高所からの俯瞰、水際で水辺に映えるまちなみ、ランドマークの演出など、夜間における水辺の印象的な顔づくりに努める。
		○歩いて楽しいにぎわいを感じるまちなみ景観の形成
道路	見通しのよい空間である特性をいかし、建築物の連続性や前面道路と建築物との調和に配慮したまちなみを形成するとともに、通りと建築物の関係が親密で歩いて楽しいにぎわいのあるまちなみ景観を形成する。	
	道路からの見え方に配慮し、屋外広告物を地区の良好なまちなみの形成に資するものとし、建築物と屋外広告物とが調和した、沿道のまちなみ景観を形成する。	

【景観形成基準一覧】

共通事項（建築物・工作物）		
良好な都市景観の形成に向けて、敷地周辺の景観の状況を把握し、地域の歴史やまちの成り立ちを考慮したうえで、景観形成方針を踏まえ、建築物等の配置、規模、形態意匠及び外構などについて周辺のまちなみと調和のとれたものとなるよう努める。		例示 i-118,119
建築物の建築等		
配置	敷地内の空地は、歩行者空間の確保や緑化に努め、周辺景観や建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。	例示 i-118,119
	周辺が低層住宅系用途の市街地では、壁面後退や緩衝緑地帯の設置など、周辺との間に空地を設け、周辺への圧迫感の軽減に努める。	解説 i-82
	上町台地 接道部に空地を設け、緑化に努める。	解説 i-88
	河川 主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する建築物は、周囲との連続性に配慮した建物配置に努める。	解説 i-109
	道路 建築物の連続性に配慮するとともに、接道部に空地を設け、快適な歩行者空間の確保又は緑化に努める。	解説 i-88
1階部の形態	通りとの親密性を意識した低層部のデザインやショーウィンドーの設置などにより、まちのにぎわいを生み出すよう工夫する。	例示 i-118,119
	河川 とんぼりリバーウォーク沿いの敷地では、遊歩道に面した階に川側へのアクセスを確保するなど、建築物と河川空間とがつながるような形態意匠となるよう工夫する。	解説 i-90
	中之島等の敷地では、新たな視点場として水辺側にテラスを設置するなど、にぎわいを生み出すよう工夫する。	解説 i-109
外壁	外壁は、建築物単体のバランスだけでなく、周辺景観と調和するよう、特に周辺に歴史的景観資源がある場合は形態意匠を工夫する。	例示 i-118,119
	建築物の正面だけでなく、主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見える、建築物の側面や背面の形態意匠も工夫する。	解説 i-91
	大規模な壁面は、圧迫感のある単調なものとならないよう、壁面の分節化など形態意匠を工夫する。	解説 i-92
	建築物が主要道路の交差点、屈曲部及び突き当たり等、多くの人の視線を集めやすい場所に位置する場合は、まちなみのアクセントとなるよう景観上の工夫をする。	解説 i-92
	上町台地 坂の下からの見え方を意識し、壁面の分節化や緑化などにより圧迫感を軽減させるなど、建築物の形態意匠を工夫する。	解説 i-93
	大阪城 主要な視点場から大阪城天守閣を象徴的に望めるよう、天守閣との関係を意識したデザインとするなど、形態意匠を工夫する。	解説 i-104
	河川 対岸、橋上及び水上からの見え方を意識して、開口部やバルコニーなどを設けた表情のある形態意匠となるよう工夫する。	解説 i-93
	堂島川、土佐堀川、大川、道頓堀川及び東横堀川など舟運ルートが整備されている河川沿川の敷地では、沿川のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫するとともに、植栽などについても水辺と調和のとれたデザインとなるよう努める。	例示 i-118
	主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する建築物の部分は、建築物のファサードを水辺側に向けるなど魅力ある形態意匠となるよう工夫する。	解説 i-110
	主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する建築物の外壁は、歴史的景観資源を象徴的に望めるよう、資源との関係を意識したデザインとするなど、形態意匠を工夫する。	解説 i-111
バルコニー等	建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。	例示 i-118,119
	手摺に透明ガラスを使用しないなど、道路や公園等の公共空間から洗濯物や室外機等が見えないよう工夫する。	解説 i-93
材料	外壁などの材料は、汚れが目立ちにくいもの、維持管理が容易なもの又は経年により景観をそこなうことのないものとするよう努める。	解説 i-94
	外壁や屋根などの材料は、太陽光を著しく反射する恐れのあるものを使用しないよう努める。	解説 i-94
色彩	周辺のまちなみや建築物全体の形態意匠と調和のとれた色彩とする。	例示 i-118,119
	周囲から突出した、圧迫感が高い高彩度の色彩は避ける。	解説 i-95
	色彩は彩度6以下（日本工業規格 Z8721 に定める彩度）とする。（ただし石材・木材等	解説 i-95

	の素材感のある自然材料は除く。)	
	彩度6を超える色彩を用いる場合は、アクセントカラーとして効果的に使用し、各面の見付面積の5分の1未満とする。	解説 i-82
	アクセントカラーを中高層部で用いる場合は、少ない面積でシンプルにまとめるよう努める。	解説 i-97
	大阪城 主要な視点場からの眺めに配慮し、大阪城天守閣と調和した落ち着いた色彩とする。	解説 i-106
	大阪城 主要な視点場からの大阪城天守閣への眺望範囲にアクセントカラーを用いないよう努める。やむを得ず、アクセントカラーを用いる場合は、建物低層部にシンプルにまとめるものとする。	解説 i-106
	河川 主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する建築物の部分は、主要な視点場からの眺望範囲にアクセントカラーを用いないよう努める。やむを得ず、アクセントカラーを用いる場合は、建物低層部にシンプルにまとめるものとする。	解説 i-112
屋外階段	主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、修景措置を行うなどにより、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。	解説 i-99
建築設備	配管設備などは、道路や公園等の公共空間に面する外壁に露出させないように工夫する。やむを得ず露出する場合は、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。	解説 i-99
建築設備	高架水槽、冷却塔設備及びその他屋外設備機器を屋上に設置する場合は、主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、ルーバー等により目隠しをするなど修景を工夫する。	解説 i-99
建築設備	テレビアンテナ等は、主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。また色彩は建築物等との調和を図る。	解説 i-99
付属施設	駐車場（サービスヤード、機械駐車設備を含む）、駐輪場及びごみ置場等は、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、形態意匠を工夫する。	解説 i-99
付属施設	建築物と一体となった広告物やサインは、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、形態意匠や設置位置を工夫する。	例示 i-118,119
付属施設	大阪城 主要な視点場から大阪城天守閣を望む眺望範囲への広告物やサインの設置については、必要最低限とし建物中高層部への設置を避けるよう努める。	解説 i-107
付属施設	大阪城 主要な視点場からの眺めに配慮し、屋上の広告物やサインは建築物と一体とするよう形態意匠を工夫する。	解説 i-107
付属施設	河川 中之島等の敷地で河川に面する建築物について、主要な視点場から景観資源を望む眺望範囲への広告物やサインの設置は必要最低限とし、特に建物中高層部への設置を避けるよう努める。	解説 i-113
付属施設	河川 主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する建築物の屋上の広告物やサインは、建築物と一体とするよう形態意匠を工夫する。	解説 i-113
植栽	植栽は、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、樹種も考慮して高木・中木・低木を適切に配置する。	解説 i-99
植栽	上町台地 地域に残された緑と調和するよう緑化に努める。	解説 i-99
植栽	大阪城 主要な視点場からの眺めに配慮し、大阪城公園の緑と調和するよう、樹種も考慮し緑化に努める。	解説 i-108
植栽	大阪城 主要な視点場からの眺めに配慮し、大阪城天守閣への眺望を遮蔽しないような配置計画に努める。	解説 i-108
植栽	河川 主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地では、周辺景観に配慮し、水辺の潤いやゆとりある緑化に努める。また、歴史的景観資源への眺望に配慮し、魅力的な水辺の見晴らし、見通し景観となるよう配置計画の工夫等に努める。	解説 i-114
塀・柵	主たる道路に面して、塀又は柵を設置する場合は、開放的で透過性の高い構造とするなど、周辺景観や敷地内の建築物等と調和した形態意匠とする。	例示 i-118
夜間景観	照明演出を行う場合は、建物のファサードの美しさや魅力を高めるものとし、周辺のまちなみの風景の一部となることを考慮して表現内容や表現方法を工夫する。また、周辺環境に配慮した輝度とする。	夜間ガイドライン VI-18
夜間景観	夜間照明を主たる道路に面して行う場合は、周辺景観やエリアのイメージと調和するよう夜間景観の形成に努める。	夜間ガイドライン VI-18,21
夜間景観	公園や広場などのパブリックスペースに隣接する敷地では、夜間照明は周辺の安全・安心に寄与するよう努める。	夜間ガイドライン VI-20

	周辺に近代建築物など歴史的な景観資源やエリアを象徴する建築物等がある場合は、それと調和するよう配光や色温度に配慮する。		夜間ガイドライン VI-18,23
	大阪城	主要な視点場からの眺めに配慮し、大阪城天守閣と調和した配光や色温度により、大阪城天守閣を際立たせる夜間景観の形成に努める。	夜間ガイドライン VI-27
		主要な視点場からの眺めに配慮し、効果的な建物へのライトアップにより大阪城天守閣への視線や動線を誘導する工夫を行うなど、夜間景観の演出に努める。	夜間ガイドライン VI-28
		主要な視点場から大阪城天守閣への眺望範囲に、広告物やサインを設置し照明を施す場合は、周辺環境に配慮した輝度とするほか、視点場からの見え方に留意し、目立たないような工夫に努める。	夜間ガイドライン VI-29
		主要な視点場からの眺めに配慮し、屋上の広告物やサインについて照明を施す場合は、内照式は避け、できる限り外照式とするよう努める。ただし、文字のみの場合は可とする。	夜間ガイドライン VI-29
	河川	主要な視点場からの眺めに配慮し、大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する建築物は、水面への映りこみに配慮した照明などにより、都市の魅力を高める水辺の夜間景観の形成に努める。	夜間ガイドライン VI-32
		大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する建築物の部分について、主要な視点場からの景観資源への眺望範囲に広告物やサインを設置し照明を施す場合は、周辺環境に配慮した輝度とするほか、視点場からの見え方に留意し、目立たないような工夫に努める。	夜間ガイドライン VI-34
		主要な視点場からの眺めに配慮し、大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する建築物の屋上の広告物やサインについて、照明を施す場合は、内照式は避け、できる限り外照式とするよう努める。ただし、文字のみの場合は可とする。	夜間ガイドライン VI-34
工作物の建設等			
配置等	敷地際に空地を設け、周辺への圧迫感や威圧感の軽減に努める。		解説i-101
	主たる道路や隣接する公園等の公共空間からの見え方に十分配慮し、工作物に付属する駐車場等がある場合は、その周囲及び出入口等の緑化に努める。		解説i-101
外観	工作物単体のバランスだけでなく、周辺景観と調和するよう、形態意匠を工夫する。		-
	工作物の正面だけでなく、主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見える、工作物の側面や背面の形態意匠も工夫する。		解説i-101
	大規模な面は、圧迫感のある単調なものとならないよう、形態意匠を工夫する。		解説i-101
	周辺のまちなみや工作物全体の形態意匠と調和のとれた色彩とする。		-
	工作物と一体となった広告物やサインは、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、形態意匠や設置位置を工夫する。		-
	材料は、汚れが目立ちにくいもの、維持管理が容易なもの又は経年により景観をそこなうことのないものとするよう努める。		解説i-101
	大阪城	主要な視点場から大阪城天守閣を象徴的に望めるよう、天守閣との関係を意識したデザインとするなど、形態意匠を工夫する。	-
		主要な視点場からの眺めに配慮し、大阪城天守閣と調和した落ち着いた色彩とする。	解説i-106
		主要な視点場から大阪城天守閣への眺望範囲にアクセントカラーを用いないよう努める。やむを得ず、アクセントカラーを用いる場合は、シンプルにまとめるものとする。	解説i-106
		主要な視点場から大阪城天守閣を望む眺望範囲への広告物やサインの設置については、必要最低限とし、特に工作物上部への設置を避けるよう努める。	解説i-107
	河川	対岸、橋上及び水上からの見え方を意識した形態意匠となるよう工夫する。	解説i-101
		堂島川、土佐堀川、大川、道頓堀川及び東横堀川など舟運ルートが整備されている河川沿川の敷地では、沿川のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫するとともに、植栽などについても水辺と調和のとれたデザインとなるよう努める。	-
		主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する工作物は、歴史的景観資源を象徴的に望めるよう資源との関係を意識したデザインとするなど、形態意匠を工夫する。	-
		主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する工作物の部分は、主要な視点場からの眺望範囲にアクセントカラーを用いないよう努める。やむを得ず、アクセントカラーを用いる場合は、シンプルにまとめるものとする。	解説i-112
		中之島等の敷地で河川に面する工作物について、主要な視点場から景観資源を望む眺望範囲への広告物やサインの設置は必要最低限とし、特に工作	解説i-113

		物上部への設置を避けるよう努める。	
	道 路	景観上主要な道路からの見え方を意識して、沿道のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫する。	-
夜間景観		照明演出を行う場合は、工作物の美しさや魅力を高めるものとし、周辺のまちなみの風景の一部となることを考慮して表現内容や表現方法を工夫する。また、周辺環境に配慮した輝度とする。	夜間ガイドライン VI-18
		光のまちづくり推進委員会での取り組みを踏まえ、護岸や橋梁等の良好なライトアップに努める。	夜間ガイドライン VI-15,23
		周辺に近代建築物など歴史的な景観資源やエリアを象徴する建築物等がある場合は、それと調和するよう配光や色温度に配慮する。	夜間ガイドライン VI-18,23
	大阪城	主要な視点場からの眺めに配慮し、大阪城天守閣と調和した配光や色温度により、大阪城天守閣を際立たせる夜間景観の形成に努める。	夜間ガイドライン VI-27
		主要な視点場からの眺めに配慮し、効果的な工作物へのライトアップにより大阪城天守閣への視線や動線を誘導する工夫を行うなど、夜間景観の演出に努める。	夜間ガイドライン VI-28
		主要な視点場から大阪城天守閣への眺望範囲に、広告物やサインを設置し、照明を施す場合は、周辺環境に配慮した輝度とするほか、視点場からの見え方に留意し、目立たないような工夫に努める。	夜間ガイドライン VI-29
		主要な視点場からの眺めに配慮し、工作物上部の広告物やサインについて照明を施す場合は、内照式は避け、できる限り外照式とするよう努める。ただし、文字のみの場合は可とする。	夜間ガイドライン VI-29
	河 川	主要な視点場からの眺めに配慮し、大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する工作物は、水面への映りこみに配慮した照明などにより、都市の魅力を高める水辺の夜間景観の形成に努める。	夜間ガイドライン VI-32
		大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する工作物の部分について、主要な視点場からの景観資源への眺望範囲に広告物やサインを設置し、照明を施す場合は、周辺環境に配慮した輝度とするほか、視点場からの見え方に留意し、目立たないような工夫に努める。	夜間ガイドライン VI-34
		主要な視点場からの眺めに配慮し、大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する工作物上部の広告物やサインについて、照明を施す場合は、内照式は避け、できる限り外照式とするよう努める。ただし、文字のみの場合は可とする。	夜間ガイドライン VI-34

(留意事項)

- 本市が都市景観委員会の意見を受けて、良好な景観形成を図ることができる建築物等であると認めた場合は、この基準外とすることができる。

臨海景観形成区域

【景観形成方針】

臨海景観形成区域全体にかかる方針		
開放的でうるおいのあるウォーターフロント景観の形成		
海の玄関口にふさわしい開放的で水辺に映える景観となるよう、建築物のデザインや色彩等に配慮する。		
水辺に接する集客施設については、できるだけ水辺へのアクセスを確保するなど、うるおいを感じる空間づくりを行う。		
海上や対岸、橋上からの見え方にも配慮し、全体としてまとまりが感じられるシルエットにするなど、建築物のデザインや色彩に配慮する。		
大規模土木構造物や建築物からなる港らしい景観の形成		
大規模な橋梁や港湾構造物などは、周囲と調和した港らしい大スケールなパノラマ景観を形成する。		
大規模な工場や物流倉庫が立地するエリアでは、周辺に住宅や商業施設など様々な用途・機能が混在していることを踏まえ、周囲と調和した港らしい景観を形成する。		
豊かな暮らしの魅力を感じさせる心地よい生活景観の形成		
住宅地では、生き生きとした日常の暮らしや様々な活動の営みを感じさせる心地よい景観を形成する。		
周辺に歴史的景観資源が残されている場合は、これらの保全、活用を図るとともに、これら資源との調和に配慮した景観を形成する。		
地域に根差した商店街などでは、人々の活気を感じることのできる親しみとにぎわいの景観を形成する。		
大規模な土地利用転換が図られるエリアでは、これまでの暮らしの歴史を踏まえ、周辺との調和に配慮した景観を形成する。		
駐車・駐輪施設については、適切な規模を配置するとともに、出入口については集約化するなど、周辺の交通状況や市街地環境等に配慮した計画とする。		
建築物の外壁の仕上材、共同住宅のバルコニーの形態、サービスヤードの配置並びに高架水槽、設備配管、屋外広告物、工作物等について周辺と調和するよう配慮した計画とする。		
緑豊かなうるおいある市街地景観の形成		
身近な緑や街路樹と調和させるとともに、互いの敷地どうしで補完しあうことで、より豊かな緑が感じられるまちなみを創出する。		
都市のイメージを高める眺望景観の形成		
地域の特徴的な景観資源や景観特性をいかし、見渡す眺め、見通す眺め、ランドマークへの眺めの創出に努める。		
ランドマークとなる大規模建築物を中心とした魅力あるシルエットの形成などにより、港らしい眺望景観を創出する。		
地域の特性に応じた夜間景観の形成		
夜間照明においては、住宅地では生活に安らぎを与える配慮、歴史的景観資源の周辺ではそれらとの調和、客船ターミナル周辺では来街者を迎え入れる雰囲気づくり、商業地では活気・にぎわいと秩序との共存など、それぞれの場所の特性に応じた夜間景観の形成に努める。		
橋梁等の公共施設については、光のまちづくり推進委員会の取り組みを踏まえ、魅力とにぎわいに満ちた夜間照明の創出に努める。		
都市のイメージを高める夜間景観の形成		
地域の特徴的な景観資源や景観特性をいかし、俯瞰するあかり、水辺のあかり、境界のあかり、個のあかりの創出に努める。		
ランドマークとなる大規模建築物などの魅力的なライトアップにより、港らしい夜間景観の創出に努める。		
上記方針に付加する景観配慮ゾーンの方針		
河川	〇水辺に映える景観の形成	
	対岸、橋上及び水上からの見え方に配慮し、水辺側に建築物のファサードを向ける、屋外広告物を地区の良好なまちなみの形成に資するものとするなど、河川に沿ったまちなみ景観を形成する。	
	大川～安治川沿川	水辺の魅力を高める夜間景観の形成
	高所からの俯瞰、水際で水辺に映えるまちなみ、ランドマークの演出など、夜間における水辺の印象的な顔づくりに努める。	

【景観形成基準】

共通事項（建築物・工作物）			
良好な都市景観の形成に向けて、敷地周辺の景観の状況を把握し、地域の歴史やまちの成り立ちを考慮したうえで、景観形成方針を踏まえ、建築物等の配置、規模、形態意匠及び外構などについて周辺のまちなみと調和のとれたものとなるよう努める。			例示 i-120,121
建築物の建築等			
配置	敷地内の空地は、歩行者空間の確保や緑化に努め、周辺景観や建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。		例示 i-120,121
	周辺が低層住宅系用途の市街地では、壁面後退や緩衝緑地帯の設置など、周辺との間に空地を設け、周辺への圧迫感の軽減に努める。		解説 i-82
外壁	外壁は、建築物単体のバランスだけでなく、周辺景観と調和するよう、特に周辺に歴史的景観資源がある場合は形態意匠を工夫する。		例示 i-120,121
	建築物の正面だけでなく、海上、主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見える、建築物の側面や背面の形態意匠も工夫する。		解説 i-91
	大規模な壁面は、圧迫感のある単調なものとならないよう、壁面の分節化など形態意匠を工夫する。		解説 i-92
	建築物が主要道路の交差点、屈曲部及び突き当たり等、多くの人の視線を集めやすい場所に位置する場合は、まちなみのアクセントとなるよう景観上の工夫をする。		解説 i-92
	主要な視点場からの眺めに配慮し、ランドマークとなるような大規模建築物については魅力的なシルエットを形成するとともに、周囲の建築物等との調和や周囲の眺望を意識したスカイラインを形成するよう形態意匠を工夫する。		解説 i-115
	河川	対岸、橋上及び水上からの見え方を意識して、開口部やバルコニーなどを設けた表情のある形態意匠となるよう工夫する。 安治川など舟運ルートが整備されている河川沿川の敷地では、沿川のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫するとともに、植栽などについても水辺と調和のとれたデザインとなるよう努める。	解説 i-93 -
バルコニー等	建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。		例示 i-121
	手摺に透明ガラスを使用しないなど、道路や公園等の公共空間から洗濯物や室外機等が見えないよう工夫する。		解説 i-93
材料	外壁などの材料は、汚れが目立ちにくいもの、維持管理が容易なもの又は経年により景観をそこなうことのないものとするよう努める。		解説 i-94
	外壁や屋根などの材料は、太陽光を著しく反射する恐れのあるものを使用しないよう努める。		解説 i-94
色彩	周辺のまちなみや建築物全体の形態意匠と調和のとれた色彩とする。		例示 i-120,121
	周囲から突出した、圧迫感が高い高彩度の色彩は避ける。		解説 i-95
	色彩は彩度 6 以下（日本工業規格 Z8721 に定める彩度）とする。（ただし石材・木材等の素材感のある自然材料は除く。）		解説 i-95
	彩度 6 を超える色彩を用いる場合は、アクセントカラーとして効果的に使用し、各面の見付面積の 5 分の 1 未満とする。		解説 i-82
屋外階段	アクセントカラーを中高層部で用いる場合は、少ない面積でシンプルにまとめるよう努める。		解説 i-97
	主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、修景措置を行うなどにより、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。		解説 i-99
建築設備	配管設備などは、道路や公園等の公共空間に面する外壁に露出させないように工夫する。やむを得ず露出する場合は、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。		例示 i-121 解説 i-99
	高架水槽、冷却塔設備及びその他屋外設備機器を屋上に設置する場合は、主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、ルーバー等により目隠しをするなど修景を工夫する。		解説 i-99
	テレビアンテナ等は、主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。また色彩は建築物等との調和を図る。		解説 i-99
付属施設	駐車場（サービヤード、機械駐車設備を含む）、駐輪場及びごみ置場等は、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、形態意匠を工夫する。		解説 i-99
	建築物と一体となった広告物やサインは、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、形態意匠や設置位置を工夫する。		例示 i-120
	主要な視点場からの眺めに配慮し、ランドマークとなるような大規模建築物について、屋上の広告物やサインは建築物と一体とするよう形態意匠を工夫する。		解説 i-116
植栽	植栽は、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、樹種も考慮して高木・中木・		例示

	低木を適切に配置する。	i-120,121 解説i-99
塀・柵	主たる道路に面して、塀又は柵を設置する場合は、開放的で透過性の高い構造とするなど、周辺景観や敷地内の建築物等と調和した形態意匠とする。	例示 i-120,121
夜間景観	照明演出を行う場合は、建物のファサードの美しさや魅力を高めるものとし、周辺のまちなみの風景の一部となることを考慮して表現内容や表現方法を工夫する。また、周辺環境に配慮した輝度とする。	夜間ガイドライン VI-18
	夜間照明を主たる道路に面して行う場合は、周辺景観やエリアのイメージと調和するよう夜間景観の形成に努める。	夜間ガイドライン VI-18,21
	公園や広場などのパブリックスペースに隣接する敷地では、夜間照明は周辺の安全・安心に寄与するよう努める。	夜間ガイドライン VI-20
	周辺に近代建築物など歴史的な景観資源やエリアを象徴する建築物等がある場合は、それと調和するよう配光や色温度に配慮する。	夜間ガイドライン VI-18,23
	主要な視点場からの眺めに配慮し、ランドマークとなる大規模建築物などの良質なライティング、水面への映りこみに配慮した照明などにより、港に映える夜間景観の形成に努める。	夜間ガイドライン VI-38
	河川 主要な視点場からの眺めに配慮し、大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する建築物は、水面への映りこみに配慮した照明などにより、都市の魅力を高める水辺の夜間景観の形成に努める。	夜間ガイドライン VI-32
	河川 大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する建築物の部分について、主要な視点場からの景観資源への眺望範囲に広告物やサインを設置し照明を施す場合は、周辺環境に配慮した輝度とするほか、視点場からの見え方に留意し、目立たないような工夫に努める。	夜間ガイドライン VI-34
	河川 主要な視点場からの眺めに配慮し、大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する建築物の屋上の広告物やサインについて、照明を施す場合は、内照式は避け、できる限り外照式とするよう努める。ただし、文字のみの場合は可とする。	夜間ガイドライン VI-34
工作物の建設等		
配置等	敷地際に空地を設け、周辺への圧迫感や威圧感の軽減に努める。	解説i-101
	主たる道路や隣接する公園等の公共空間からの見え方に十分配慮し、工作物に付属する駐車場等がある場合は、その周囲及び出入口等の緑化に努める。	解説i-101
外観	工作物単体のバランスだけでなく、周辺景観と調和するよう、形態意匠を工夫する。	-
	工作物の正面だけでなく、海上、主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見える、工作物の側面や背面の形態意匠も工夫する。	解説i-101
	大規模な面は、圧迫感のある単調なものとならないよう、形態意匠を工夫する。	解説i-101
	周辺のまちなみや工作物全体の形態意匠と調和のとれた色彩とする。	-
	工作物と一体となった広告物やサインは、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、形態意匠や設置位置を工夫する。	-
	材料は、汚れが目立ちにくいもの、維持管理が容易なもの又は経年により景観をそこなうことのないものとするよう努める。	解説i-101
	主要な視点場からの眺めに配慮し、ランドマークとなるような工作物については魅力的なシルエットを形成するとともに、周囲の建築物等との調和や周囲の眺望を意識したスカイラインを形成するよう形態意匠を工夫する。	-
	河川 対岸、橋上及び水上からの見え方を意識した形態意匠となるよう工夫する。	解説i-101
夜間景観	河川 安治川など舟運ルートが整備されている河川沿川の敷地では、沿川のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫するとともに、植栽などについても水辺と調和のとれたデザインとなるよう努める。	-
	照明演出を行う場合は、工作物の美しさや魅力を高めるものとし、周辺のまちなみの風景の一部となることを考慮して表現内容や表現方法を工夫する。また、周辺環境に配慮した輝度とする。	夜間ガイドライン VI-18
	光のまちづくり推進委員会での取り組みを踏まえ、橋梁等の良好なライトアップに努める。	夜間ガイドライン VI-38
	周辺に近代建築物など歴史的な景観資源やエリアを象徴する建築物等がある場合は、それと調和するよう配光や色温度に配慮する。	夜間ガイドライン VI-18,23
	主要な視点場からの眺めに配慮し、ランドマークとなる工作物の良質なライティング、水面への映りこみに配慮した照明などにより、港に映える夜間景観の形成に努める。	夜間ガイドライン VI-36

(留意事項)

- ・ 本市が都市景観委員会の意見を受けて、良好な景観形成を図ることができる建築物等であると認めた場合は、この基準外とすることができる。

一般区域

【景観形成方針】

一般区域全体にかかる方針		
豊かな暮らしの魅力を感じさせる心地よい生活景観の形成		
住宅地では、生き生きとした日常の暮らしや様々な活動の営みを感じさせる心地よい景観を形成する。		
周辺に歴史的景観資源が残されている場合は、これらの保全、活用を図るとともに、これら資源との調和に配慮した景観を形成する。		
地域に根差した商店街などでは、人々の活気を感じることのできる親しみとにぎわいの景観を形成する。		
大規模な土地利用転換が図られるエリアでは、これまでの暮らしの歴史を踏まえ、周辺との調和に配慮した景観を形成する。		
駐車・駐輪施設については、適切な規模を配置するとともに、出入口については集約化するなど、周辺の交通状況や市街地環境等に配慮した計画とする。		
建築物の外壁の仕上材、共同住宅のバルコニーの形態、サービスヤードの配置並びに高架水槽、設備配管、屋外広告物、工作物等について周辺と調和するよう配慮した計画とする。		
緑豊かなうるおいある市街地景観の形成		
身近な緑や街路樹と調和させるとともに、互いの敷地どうしで補完しあうことで、より豊かな緑が感じられるまちなみを創出する。		
都市のイメージを高める眺望景観の形成		
地域の特徴的な景観資源や景観特性をいかし、見渡す眺め、見通す眺め、ランドマークへの眺めの創出に努める。		
地域の特性に応じた夜間景観の形成		
夜間照明においては、住宅地では生活に安らぎを与える配慮、歴史的景観資源の周辺ではそれらとの調和、駅前や幹線道路沿道の商業地では活気・にぎわいと秩序との共存など、それぞれの場所の特性に応じた夜間景観の形成に努める		
都市のイメージを高める夜間景観の形成		
地域の特徴的な景観資源や景観特性をいかし、俯瞰するあかり、水辺のあかり、境界のあかり、個のあかりの創出に努める。		
上記方針に付加する景観配慮ゾーンの方針		
上町台地	〇坂・歴史・緑が連なるエリアの特性をいかした景観の形成	
	坂の下からよく視認できる建築物については、坂の下からの見え方にも配慮し、周辺との調和や圧迫感の軽減などについて、配置・意匠等を工夫する。	
	周辺に寺社や旧街道筋沿いのまちなみ・古墳など、古代からの歴史が蓄積された歴史的景観資源が残されている場合は、できるだけこれらの保全、活用を図るとともに、これら資源との調和に配慮し、落ち着いた、深みのあるまちなみを形成する。	
	地域に残された緑はできるだけ保全し、また見せ方を工夫するとともに緑との調和に配慮したまちなみ景観を形成する。	
大阪城	〇ランドマークの魅力を感じさせる眺望景観の形成	
	大阪城天守閣の眺めに配慮し、形態意匠の工夫や色彩の配慮などにより、大阪の象徴的な眺望景観を創出する。	
	大阪城天守閣への眺望を保全できるよう努める。	
	〇ランドマークをいかした夜間景観の形成	
	大阪城天守閣を際立たせるとともに、周辺の歴史的景観資源との調和、来訪者を迎え入れる雰囲気づくり、活気・にぎわいと秩序との共存など、ランドマークをいかした夜間景観の創出に努める。	
河川	〇水辺に映える景観の形成	
	対岸、橋上及び水上からの見え方に配慮し、水辺側に建築物のファサードを向ける、屋外広告物を地区の良好なまちなみの形成に資するものとするなど、河川に沿ったまちなみ景観を形成する。	
	大川沿川	「水辺の魅力」を高める
		良好な河川水質や、夜間も安全で快適な水辺の連続した歩行者空間及び周辺から水辺へのアプローチの確保などに努めるとともに、周辺と調和のとれた建築物低層部や敷地のデザインとすることなどにより、「水辺の魅力」を高め、人々が伝統行事に集い、川沿いのまちなみの変化が楽しめる、やすらぎや親しみある水辺空間を形成する。
	「川沿いのまちなみ」の形成	
	川岸や橋上などの眺める場所や季節、時間帯によって変化する多様で、美しい眺望を有する水辺の景観	

		特性をいかすと共に、川沿いの建築物や構造物などの輪郭や中高層部のデザインについて、周辺とのバランスに配慮することにより、水・緑とまちが調和した「川沿いのまちなみ」を形成する。
	大川～安治川沿川	水辺の魅力を高める夜間景観の形成
		高所からの俯瞰、水際で水辺に映えるまちなみ、ランドマークの演出など、夜間における水辺の印象的な顔づくりに努める。

【景観形成基準】

共通事項（建築物・工作物）		
良好な都市景観の形成に向けて、敷地周辺の景観の状況を把握し、地域の歴史やまちの成り立ちを考慮したうえで、景観形成方針を踏まえ、建築物等の配置、規模、形態意匠及び外構などについて周辺のまちなみと調和のとれたものとなるよう努める。		例示 i-122,123
建築物の建築等		
配置	敷地内の空地は、歩行者空間の確保や緑化に努め、周辺景観や建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。	例示 i-122,123
	周辺が低層住宅系用途の市街地では、壁面後退や緩衝緑地帯の設置など、周辺との間に空地を設け、周辺への圧迫感の軽減に努める。	解説 i-82
	上町台地 接道部に空地を設け、緑化に努める。	解説 i-88
外壁	外壁は、建築物単体のバランスだけでなく、周辺景観と調和するよう、特に周辺に歴史的景観資源がある場合は形態意匠を工夫する。	例示 i-122,123
外壁	建築物の正面だけでなく、主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見える、建築物の側面や背面の形態意匠も工夫する。	例示 i-122,123 解説 i-91
	大規模な壁面は、圧迫感のある単調なものとならないよう、壁面の分節化など形態意匠を工夫する。	例示 i-123 解説 i-92
	建築物が主要道路の交差点、屈曲部及び突き当たり等、多くの人の視線を集めやすい場所に位置する場合は、まちなみのアクセントとなるよう景観上の工夫をする。	例示 i-123 解説 i-92
	上町台地 坂の下からの見え方を意識し、壁面の分節化や緑化などにより圧迫感を軽減させるなど、建築物の形態意匠を工夫する。	例示 i-122,123 解説 i-93
	大阪城 主要な視点場から大阪城天守閣を象徴的に望めるよう、天守閣との関係を意識したデザインとするなど、形態意匠を工夫する。	解説 i-104
	河川 対岸、橋上及び水上からの見え方を意識して、開口部やバルコニーなどを設けた表情のある形態意匠となるよう工夫する。 大川や安治川など舟運ルートが整備されている河川沿川の敷地では、沿川のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫するとともに、植栽などについても水辺と調和のとれたデザインとなるよう努める。	解説 i-93 -
バルコニー等	建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。	例示 i-122
	手摺に透明ガラスを使用しないなど、道路や公園等の公共空間から洗濯物や室外機等が見えないよう工夫する。	解説 i-93
材料	外壁などの材料は、汚れが目立ちにくいもの、維持管理が容易なもの又は経年により景観をそこなうことのないものとするよう努める。	解説 i-94
	外壁や屋根などの材料は、太陽光を著しく反射する恐れのあるものを使用しないよう努める。	解説 i-94
色彩	周辺のまちなみや建築物全体の形態意匠と調和のとれた色彩とする。	例示 i-122,123
	周囲から突出した、圧迫感が強い高彩度の色彩は避ける。	解説 i-95
	色彩は彩度6以下（日本工業規格 Z8721 に定める彩度）とする。（ただし石材・木材等の素材感のある自然材料は除く。）	解説 i-95
	彩度6を超える色彩を用いる場合は、アクセントカラーとして効果的に使用し、各面の見付面積の5分の1未満とする。	解説 i-95
	アクセントカラーを中高層部で用いる場合は、少ない面積でシンプルにまとめるよう努める。	解説 i-97
	大阪城 主要な視点場からの眺めに配慮し、大阪城天守閣と調和した落ち着いた色彩とする。 主要な視点場からの大阪城天守閣への眺望範囲にアクセントカラーを用いないよう努める。やむを得ず、アクセントカラーを用いる場合は、建物低層部にシンプルにまとめるものとする。	解説 i-106 解説 i-106
屋外階段	主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。や	解説 i-99

	むを得ない場合は、修景措置を行うなどにより、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。	
建築設備	配管設備などは、道路や公園等の公共空間に面する外壁に露出させないよう工夫する。やむを得ず露出する場合は、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。	解説 i-99
	高架水槽、冷却塔設備及びその他屋外設備機器を屋上に設置する場合は、主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、ルーバー等により目隠しをするなど修景を工夫する。	解説 i-99
	テレビアンテナ等は、主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。また色彩は建築物等との調和を図る。	解説 i-99
	駐車場（サービスヤード、機械駐車設備を含む）、駐輪場及びごみ置場等は、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、形態意匠を工夫する。	例示 i-122,123 解説 i-99
付属施設	建築物と一体となった広告物やサインは、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、形態意匠や設置位置を工夫する。	例示 i-123
	大阪城 主要な視点場から大阪城天守閣を望む眺望範囲への広告物やサインの設置については、必要最低限とし建物中高層部への設置を避けるよう努める。	解説 i-107
	大阪城 主要な視点場からの眺めに配慮し、屋上の広告物やサインは建築物と一体とするよう形態意匠を工夫する。	解説 i-107
植栽	植栽は、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、樹種も考慮して高木・中木・低木を適切に配置する。	例示 i-122,123 解説 i-99
	上町台地 地域に残された緑と調和するよう緑化に努める。	解説 i-99
	大阪城 主要な視点場からの眺めに配慮し、大阪城公園の緑と調和するよう、樹種も考慮し緑化に努める。	解説 i-108
	大阪城 主要な視点場からの眺めに配慮し、大阪城天守閣への眺望を遮蔽しないような配置計画に努める。	解説 i-108
塀・柵	主たる道路に面して、塀又は柵を設置する場合は、開放的で透過性の高い構造とするなど、周辺景観や敷地内の建築物等と調和した形態意匠とする。	例示 i-123
夜間景観	照明演出を行う場合は、建物のファサードの美しさや魅力を高めるものとし、周辺のまちなみの風景の一部となることを考慮して表現内容や表現方法を工夫する。また、周辺環境に配慮した輝度とする。	夜間ガイドライン VI-18
	夜間照明を主たる道路に面して行う場合は、周辺景観やエリアのイメージと調和するよう夜間景観の形成に努める。	夜間ガイドライン VI-18,21
	公園や広場などのパブリックスペースに隣接する敷地では、夜間照明は周辺の安全・安心に寄与するよう努める。	夜間ガイドライン VI-20
	周辺に近代建築物など歴史的な景観資源やエリアを象徴する建築物等がある場合は、それと調和するよう配光や色温度に配慮する。	夜間ガイドライン VI-18,23
	大阪城 主要な視点場からの眺めに配慮し、大阪城天守閣と調和した配光や色温度により、大阪城天守閣を際立たせる夜間景観の形成に努める。	夜間ガイドライン VI-27
	大阪城 主要な視点場からの眺めに配慮し、効果的な建物へのライトアップにより大阪城天守閣への視線や動線を誘導する工夫を行うなど、夜間景観の演出に努める。	夜間ガイドライン VI-28
	大阪城 主要な視点場から大阪城天守閣への眺望範囲に、広告物やサインを設置し照明を施す場合は、周辺環境に配慮した輝度とするほか、視点場からの見え方に留意し、目立たないような工夫に努める。	夜間ガイドライン VI-29
	大阪城 主要な視点場からの眺めに配慮し、屋上の広告物やサインについて照明を施す場合は、内照式は避け、できる限り外照式とするよう努める。ただし、文字のみの場合は可とする。	夜間ガイドライン VI-29
	河川 主要な視点場からの眺めに配慮し、大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する建築物は、水面への映りこみに配慮した照明などにより、都市の魅力を高める水辺の夜間景観の形成に努める。	夜間ガイドライン VI-32
	河川 大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する建築物の部分について、主要な視点場からの景観資源への眺望範囲に広告物やサインを設置し照明を施す場合は、周辺環境に配慮した輝度とするほか、視点場からの見え方に留意し、目立たないような工夫に努める。	夜間ガイドライン VI-34
	河川 主要な視点場からの眺めに配慮し、大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する建築物の屋上の広告物やサインについて、照明を施す場合は、内照	夜間ガイドライン VI-34

		式は避け、できる限り外照式とするよう努める。ただし、文字のみの場合は可とする。	
工作物の建設等			
配置等	敷地際に空地を設け、周辺への圧迫感や威圧感の軽減に努める。		解説 i-101
	主たる道路や隣接する公園等の公共空間からの見え方に十分配慮し、工作物に付属する駐車場等がある場合は、その周囲及び出入口等の緑化に努める。		解説 i-101
外観	工作物単体のバランスだけでなく、周辺景観と調和するよう、形態意匠を工夫する。		-
	工作物の正面だけでなく、主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見える、工作物の側面や背面の形態意匠も工夫する。		解説 i-101
	大規模な面は、圧迫感のある単調なものとならないよう、形態意匠を工夫する。		解説 i-101
	周辺のまちなみや工作物全体の形態意匠と調和のとれた色彩とする。		-
	工作物と一体となった広告物やサインは、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、形態意匠や設置位置を工夫する。		-
	材料は、汚れが目立ちにくいもの、維持管理が容易なもの又は経年により景観をそこなうことのないものとするよう努める。		解説 i-101
	大阪城	主要な視点場から大阪城天守閣を象徴的に望めるよう、天守閣との関係を意識したデザインとするなど、形態意匠を工夫する。	-
		主要な視点場からの眺めに配慮し、大阪城天守閣と調和した落ち着いた色彩とする。	解説 i-106
		主要な視点場から大阪城天守閣への眺望範囲にアクセントカラーを用いないよう努める。やむを得ず、アクセントカラーを用いる場合は、シンプルにまとめるものとする。	解説 i-106
		主要な視点場から大阪城天守閣を望む眺望範囲への広告物やサインの設置については、必要最低限とし、特に工作物上部への設置を避けるよう努める。	解説 i-107
	河川	対岸、橋上及び水上からの見え方を意識した形態意匠となるよう工夫する。	解説 i-101
		大川や安治川など舟運ルートが整備されている河川沿川の敷地では、沿川のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫するとともに、植栽などについても水辺と調和のとれたデザインとなるよう努める。	-
夜間景観	照明演出を行う場合は、工作物の美しさや魅力を高めるものとし、周辺のまちなみの風景の一部となることを考慮して表現内容や表現方法を工夫する。また、周辺環境に配慮した輝度とする。		夜間ガイドライン VI-18
	周辺に近代建築物など歴史的な景観資源やエリアを象徴する建築物等がある場合は、それと調和するよう配光や色温度に配慮する。		夜間ガイドライン VI-18,23
	大阪城	主要な視点場からの眺めに配慮し、大阪城天守閣と調和した配光や色温度により、大阪城天守閣を際立たせる夜間景観の形成に努める。	夜間ガイドライン VI-27
		主要な視点場からの眺めに配慮し、効果的な工作物へのライトアップにより大阪城天守閣への視線や動線を誘導する工夫を行うなど、夜間景観の演出に努める。	夜間ガイドライン VI-28
		主要な視点場から大阪城天守閣への眺望範囲に、広告物やサインを設置し、照明を施す場合は、周辺環境に配慮した輝度とするほか、視点場からの見え方に留意し、目立たないような工夫に努める。	夜間ガイドライン VI-29
		主要な視点場からの眺めに配慮し、工作物上部の広告物やサインについて照明を施す場合は、内照式は避け、できる限り外照式とするよう努める。ただし、文字のみの場合は可とする。	夜間ガイドライン VI-29
	河川	主要な視点場からの眺めに配慮し、大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する工作物は、水面への映りこみに配慮した照明などにより、都市の魅力を高める水辺の夜間景観の形成に努める。	夜間ガイドライン VI-32
		大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する工作物の部分について、主要な視点場からの景観資源への眺望範囲に広告物やサインを設置し、照明を施す場合は、周辺環境に配慮した輝度とするほか、視点場からの見え方に留意し、目立たないような工夫に努める。	夜間ガイドライン VI-34
		主要な視点場からの眺めに配慮し、大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する工作物上部の広告物やサインについて、照明を施す場合は、内照式は避け、できる限り外照式とするよう努める。ただし、文字のみの場合は可とする。	夜間ガイドライン VI-34

(留意事項)

- 本市が都市景観委員会の意見を受けて、良好な景観形成を図ることができる建築物等であると認めた場合は、この基準外とすることができる。

御堂筋地区

【景観形成方針】

御堂筋地区全体にかかる方針	
大阪のシンボルストリートにふさわしい風格とにぎわいをあわせもつ街路景観の形成	大阪のシンボルストリートとして形成されてきたまちなみ景観の整備・充実を図り、風格のあるまちなみとしていく。
	駅前空間周辺や道頓堀周辺では、秩序あるにぎわいが表出する魅力的なまちとしていく。
	まちなみにまとまりが生まれるよう、小規模な敷地又は建築物は共同化に努め、建築物の高さは道路幅とのプロポーシオンを配慮して計画する。
	まちなみの連続感、統一感を造り出すとともに、屋外広告物については、地区の良好なまちなみの形成に資するものとし、建築物と屋外広告物が調和した、秩序が感じられるまとまりあるまちなみを形成する。
	近代建築物など周辺に歴史的景観資源が残されている場合は、これらの保全、活用を図るとともに、これら資源との調和に配慮した景観を形成する。
	建築物の低層部や敷地は、街路空間と建築物の親密感や一体感が醸成されるような、クオリティが高く個性豊かなデザインにより、人々が歩いて楽しめる、都心らしい魅力を感じさせるまちなみを形成する。
	建築物の中高層部（原則地上3階以上）については、個性ある質の高い外観とする。
	建築物の壁面を後退させることにより、花と緑のあふれた人々が憩える歩行者空間を創出する。
	修景上ポイントとなる建築物や公園、河川、橋梁などの景観要素をいかし、これと調和させる。
	駐車・駐輪施設については、適切な規模を配置するとともに、出入り口については当該街路側を避けて集約化するなど、周辺の交通状況や市街地環境等に配慮した計画とする。
	建築物の外壁の仕上材、共同住宅のバルコニーの形態、サービスヤードの配置並びに高架水槽、設備配管、屋外広告物、工作物等について周辺と調和するよう配慮した計画とする。
	緑豊かなうるおいある街路景観の形成
	身近な緑や街路樹と調和させるとともに、互いの敷地どうしで補完しあうことで、より豊かな緑が感じられるまちなみを創出する。
都市のイメージを高める眺望景観の形成	
地域の特徴的な景観資源や景観特性をいかし、見渡す眺め、見通す眺め、ランドマークへの眺めの創出に努める。	
地域の特性に応じた夜間景観の形成	
	夜間照明においては、歴史的景観資源の周辺ではそれらとの調和、ターミナル周辺では来街者を迎え入れる雰囲気づくり、商業地では活気・にぎわいと秩序との共存など、それぞれの場所の特性に応じた夜間景観の形成に努める。
	橋梁等の公共施設については、光のまちづくり推進委員会の取り組みを踏まえ、魅力とにぎわいに満ちた夜間照明の創出に努める。
都市のイメージを高める夜間景観の形成	
地域の特徴的な景観資源や景観特性をいかし、俯瞰するあかり、水辺のあかり、界隈のあかり、個のあかりの創出に努める。	
新たな照明技術を取り入れながら、周囲の環境に配慮しつつ人目をひき存在感を際立たせるようなファサード照明により、都市の顔となるような夜間景観の創出に努める。	
上記方針に付加する景観配慮ゾーンの方針	
都心中央部	○まちなみ力の創造 人々が快適に活動できる広い歩行者空間の確保、ゆったりと和める緑の創出及び人々が立ち寄り、交流できる沿道建築物の工夫などを進め、都心らしいまちなみ力を創造する。
	○「大通り（広幅員道路）」のまちなみ形成 大規模な建築物が連なり、歩道や街路樹が整備され、多くの人々が行き交う、見通しのよい空間である「大通り」の特性をよりいかして、国際都市・大阪の都心にふさわしい質の高い、風格のあるまちなみを形成する。
	○「地区道路（中小幅員道路）」のまちなみ形成 まちの成り立ちを感じさせる建築物などの歴史的景観資源が随所に見られ、地域の人々が日常接する身近な空間である「地区道路」の特性をよりいかして、歴史性や文化性などのまとまりの感じられるまちなみを形成する。
	○水辺に映える景観の形成 対岸、橋上及び水上からの見え方に配慮し、水辺側に建築物のファサードを向ける、屋外広告物を地区の良好なまちなみの形成に資するものとするなど、河川に沿ったまちなみ景観を形成する
河川	道頓堀川「水辺と一体感のあるまちなみ」の形成 道頓堀川東部（浮庭橋以東）：建築物や敷地は、水辺の遊歩道や橋上、対岸の建築物からの眺めを意識し、水上からの「見え」に配慮するとともに、個性を持ちつつ周辺とも協調性のあるデザイン

		とする。また、低層部は遊歩道を行く人々が気軽に出入りできるような開放性のあるものとし、河川、水辺、遊歩道と沿川のまちとが一体となったにぎわいのある水辺のまちなみを形成する。
河川	○水辺に映える景観の形成	
	道頓堀川沿川 中之島等 （堂島川沿川・庄園川沿川・大川沿川）	「川沿いの魅力」を高める 道頓堀川東部（浮庭橋以東）：水辺の遊歩道は、沿川の建築物が川に向きやすいよう、また、水辺の回遊性を高めるため橋梁や沿川の道路などからアクセスしやすいよう整備しており、河川の水質浄化にも取り組みながら、さらなる水辺の交流空間の形成と、ミナミの繁華街にふさわしいにぎわいの創出に努める。 道頓堀川にかかる橋梁は、魅力ある水辺空間を構成する構造物の一つとして、水辺からの眺めにも配慮したデザインにするとともに、水辺空間の視点場のひとつとして人々が憩い、集うことのできる場となるよう努める。
		「水辺をいかしたまちなみ」の形成 御堂筋以西：周辺の建築物などとの調和に配慮し、建築物や構造物のデザインの工夫や敷地の緑化に努め、水・緑豊かな、風格とゆとりのあるまちなみを形成する。
		御堂筋以东：水辺に面した建築物や構造物のデザインの工夫に努めることにより、水・緑や歴史的建築物や構造物などと調和した、まとまりのある川沿いのまちなみを形成し、水の都大阪の歴史や伝統を受け継ぐ風格ある都市景観を形成する。
		水辺の魅力を高める眺望景観の形成 高所からの俯瞰、沿川を見通す、対岸を広範囲に見渡す、島らしい印象的な眺めに配慮し、形態意匠の工夫や色彩の配慮などにより、水辺の印象的な顔づくりを行う。
		水辺の魅力を高める夜間景観の形成 高所からの俯瞰、水際で水辺に映えるまちなみ、ランドマークの演出など、夜間における水辺の印象的な顔づくりに努める。
道路	○歩いて楽しいにぎわいを感じるまちなみ景観の形成	
	見通しのよい空間である特性をいかし、建築物の連続性や前面道路と建築物との調和に配慮したまちなみを形成するとともに、通りと建築物の関係が親密で歩いて楽しいにぎわいのあるまちなみ景観を形成する。	
	道路からの見え方に配慮し、屋外広告物を地区の良好なまちなみの形成に資するものとし、建築物と屋外広告物が調和した、沿道のまちなみ景観を形成する。	
	○通りに沿った見通し景観の形成	
	見通しのよい空間である特性をいかし、建築物の連続性や前面道路と建築物との調和に配慮した眺望景観を形成する。	

【景観形成基準】

共通事項（建築物・工作物）			
良好な都市景観の形成に向けて、敷地周辺の景観の状況を把握し、地域の歴史やまちの成り立ちを考慮したうえで、景観形成方針を踏まえ、建築物等の配置、規模、形態意匠及び外構などについて周辺のまちなみと調和のとれたものとなるよう努める。			例示 i-124,125
建築物の建築等			
配置	1階の外壁（原則として柱及び建築物に附属する塀を含む）は当該街路から（隅切部分は、同一街区区内における隅切を除いた当該街路を延長した線から）2m以上後退するか、又は、これに相当する面積のオープンスペース（ピロティを含む）を当該街路沿いに設け、その部分は歩行者空間とする。なおその部分は花や緑の設置に努める。ただし、敷地規模や敷地形状により上記により難しいものは、緩和することができる。上記により設けた歩行者空間は、歩行上支障のない範囲で、一部を緑地とすることができる。また公共歩道や隣接敷地内の歩行者空間との間に段差を設けないよう努める。		解説 i-83
	敷地内の空地は、歩行者空間の確保や緑化に努め、周辺景観や建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。		例示 i-124,125
	河川	主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する建築物は、周囲との連続性に配慮した建物配置に努める。	解説 i-109
	道路	建築物の連続性による見通し景観に配慮するとともに、接道部に空地を設け、快適な歩行者空間の確保又は緑化に努める。	解説 i-88
	通りとの親密性を意識した低層部のデザインやショーウィンドーの設置などにより、まちのにぎわいを生み出すよう工夫する。		例示 i-124,125
1階部の形態	シャッターを設置する場合は原則としてグリルシャッターとする。		解説 i-89
	車の出入口は、原則として当該街路に面して設けない。		解説 i-89
	河川	とんぼりリバーウォーク沿いの敷地では、遊歩道に面した階に川側へのアクセスを確保するなど、建築物と河川空間とがつながるような形態意匠と	解説 i-90

		なるよう工夫する。	
		中之島等の敷地では、新たな視点場として水辺側にテラスを設置するなど、にぎわいを生み出すよう工夫する。	解説 i-109
高さ	敷地前面の当該街路幅員を2で除して得た値以上となるよう努めるものとする。		解説 i-90
建築物の間口幅及び建築面積	建築物の間口幅は10m以上、建築面積は200㎡以上となるよう努めるものとする。		解説 i-91
外壁	外壁は、建築物単体のバランスだけでなく、周辺景観と調和するよう、特に周辺に歴史的景観資源がある場合は形態意匠を工夫する。		例示 i-124,125
	建築物の正面だけでなく、当該街路や隣接する公園等の公共空間から見える、建築物の側面や背面の形態意匠も工夫する。		解説 i-91
	大規模な壁面は、圧迫感のある単調なものとならないよう、壁面の分節化など形態意匠を工夫する。		例示 i-124,125 解説 i-92
	建築物が主要道路の交差点、屈曲部及び突き当たり等、多くの人の視線を集めやすい場所に位置する場合は、まちなみのアクセントとなるよう景観上の工夫をする。		例示 i-124,125 解説 i-92
外壁	低層部と中高層部の形態意匠・仕上げを分節するよう景観上の工夫をする。		例示 i-124,125 解説 i-92
	河川	対岸、橋上及び水上からの見え方を意識して、開口部やバルコニーなどを設けた表情のある形態意匠となるよう工夫する。	解説 i-93
		堂島川、土佐堀川及び道頓堀川など舟運ルートが整備されている河川沿川の敷地では、沿川のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫するとともに、植栽などについても水辺と調和のとれたデザインとなるよう努める。	-
		主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する建築物の部分は、建築物のファサードを水辺側に向けるなど魅力ある形態意匠となるよう工夫する。	解説 i-110
		主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する建築物の外壁は、歴史的景観資源を象徴的に望めるよう、資源との関係を意識したデザインとするなど、形態意匠を工夫する。	解説 i-111
	道路	景観上主要な道路からの見通し景観を意識して、沿道のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫する。	例示 i-124,125
バルコニー等	建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。		例示 i-125
	手摺に透明ガラスを使用しないなど、道路や公園等の公共空間から洗濯物や室外機等が見えないよう工夫する。		解説 i-93
材料	外壁などの材料は、汚れが目立ちにくいもの、維持管理が容易なもの又は経年により景観をそこなうことのないものとするよう努める。		解説 i-94
	外壁や屋根などの材料は、太陽光を著しく反射する恐れのあるものを使用しないよう努める。		解説 i-94
色彩	周辺のまちなみや建築物全体の形態意匠と調和のとれた、風格ある御堂筋沿道にふさわしい落ち着いた色彩とする。		例示 i-124,125 解説 i-95
	周囲から突出した、圧迫感が強い高彩度の色彩は避ける。		解説 i-95
	色彩は彩度6以下（日本工業規格 Z8721 に定める彩度）とする。（ただし石材・木材等の素材感のある自然材料は除く。）		解説 i-95
	彩度6を超える色彩を用いる場合は、アクセントカラーとして効果的に使用し、各面の見付面積の5分の1未満とする。ただし、別に定めがある場合は、これによるものとする。		解説 i-82
	外壁に直接貼付又は描写された模様や文字（広告物を含む）は、アクセントとして効果的に使用し、アクセントカラーとして面積に含む。		-
	アクセントカラーを中高層部で用いる場合は、少ない面積でシンプルにまとめるよう努める。		解説 i-97
	河川	主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する建築物の部分は、主要な視点場からの眺望範囲にアクセントカラーを用いないよう努める。やむを得ず、アクセントカラーを用いる場合は、建物低層部にシンプルにまとめるものとする。	解説 i-112
屋外階段	当該街路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、修景措置を行うなどにより、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。		解説 i-99

建築設備	配管設備などは、道路や公園等の公共空間に面する外壁に露出させないように工夫する。やむを得ず露出する場合は、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。		解説 i-99
	高架水槽、冷却塔設備及びその他屋外設備機器を屋上に設置する場合は、当該街路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、ルーバー等により目隠しをするなど修景を工夫する。		解説 i-99
	テレビアンテナ等は、当該街路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。また色彩は建築物等との調和を図る。		解説 i-99
付属施設	駐車場（サービスヤード、機械駐車設備を含む）、駐輪場及びごみ置き場等は、周辺景観や敷地内の建築物等と調和した形態意匠とするとともに、当該街路から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、目隠しや緑化などにより修景を行う。		解説 i-99
植栽	植栽は、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、樹種も考慮して適切に配置する。		例示 i-124,125 解説 i-99
	河 川	主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地では、周辺景観に配慮し、水辺の潤いやゆとりある緑化に努める。また、歴史的景観資源への眺望に配慮し、魅力的な水辺の見晴らし、見通し景観となるよう配置計画の工夫等に努める。	解説 i-114
塀・柵	当該街路に面して、原則、塀又は柵を設置しない。やむを得ず設置する場合は、開放的で透過性の高い構造とするなど、周辺景観や敷地内の建築物等と調和した形態意匠とする。		解説 i-99
夜間景観	照明演出を行う場合は、建物のファサードの美しさや魅力を高めるものとし、周辺のまちなみの風景の一部となることを考慮して表現内容や表現方法を工夫する。また、周辺環境に配慮した輝度とする。		夜間ガイド ライン VI-18
	夜間照明を当該街路に面して行う場合は、周辺景観やエリアのイメージと調和するよう夜間景観の形成に努める。		夜間ガイド ライン VI-18,21
	公園や広場などのパブリックスペースに隣接する敷地では、夜間照明は周辺の安全・安心に寄与するよう努める。		夜間ガイド ライン VI-20
	都心 中央部	周辺に近代建築物など歴史的な景観資源やエリアを象徴する建築物等がある場合は、それと調和するよう配光や色温度に配慮する。	夜間ガイド ライン VI-18,23
		景観上主要な道路からの眺めに配慮し、効果的な建物へのライトアップにより周辺の歴史的景観資源への視線や動線を誘導する工夫を行うなど、夜間景観の演出に努める。	夜間ガイド ライン VI-18
		建物の壁自体を媒体として活用し、動的な変化や映像を創り出す照明演出について、別に定めがある場合は、これによるものとする。	-
	河 川	主要な視点場からの眺めに配慮し、大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する建築物は、水面への映りこみに配慮した照明などにより、都市の魅力を高める水辺の夜間景観の形成に努める。	夜間ガイド ライン VI-32
工作物の建設等			
配置等	敷地際に空地を設け、周辺への圧迫感や威圧感の軽減に努める。		解説 i-101
	当該街路や隣接する公園等の公共空間からの見え方に十分配慮し、工作物に付属する駐車場等がある場合は、その周囲及び出入口等の緑化に努める。		解説 i-101
外観	工作物単体のバランスだけでなく、周辺景観と調和するよう、形態意匠を工夫する。		-
	工作物の正面だけでなく、当該街路や隣接する公園等の公共空間から見える、工作物の側面や背面の形態意匠も工夫する。		解説 i-101
	大規模な面は、圧迫感のある単調なものとならないよう、形態意匠を工夫する。		解説 i-101
	周辺のまちなみや工作物全体の形態意匠と調和のとれた色彩とする。		-
	工作物と一体となった広告物やサインは、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、形態意匠や設置位置を工夫する。		-
	材料は、汚れが目立ちにくいもの、維持管理が容易なもの又は経年により景観をそこなうことのないものとするよう努める。		解説 i-101
外観	河 川	対岸、橋上及び水上からの見え方を意識した形態意匠となるよう工夫する。	解説 i-101
		堂島川、土佐堀川及び道頓堀川など舟運ルートが整備されている河川沿川の敷地では、沿川のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫するとともに、植栽などについても水辺と調和のとれたデザインとなるよう努める。	-
		主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する工作物は、歴史的景観資源を象徴的に望めるよう資源との関係を意識したデザインとするなど、形態意匠を工夫する。	-
		主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する工作物の	解説 i-112

		部分は、主要な視点場からの眺望範囲にアクセントカラーを用いないよう努める。やむを得ず、アクセントカラーを用いる場合は、シンプルにまとめるものとする。	
	道 路	景観上主要な道路からの見通し景観を意識して、沿道のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫する。	-
夜間景観		照明演出を行う場合は、工作物の美しさや魅力を高めるものとし、周辺のまちなみの風景の一部となることを考慮して表現内容や表現方法を工夫する。また、周辺環境に配慮した輝度とする。	夜間ガイドライン VI-18
		光のまちづくり推進委員会での取り組みを踏まえ、橋梁等の良好なライトアップに努める。	夜間ガイドライン VI-15,23
		周辺に近代建築物など歴史的な景観資源やエリアを象徴する建築物等がある場合は、それと調和するよう配光や色温度に配慮する。	夜間ガイドライン VI-18,23
		景観上主要な道路からの眺めに配慮し、効果的な工作物へのライトアップにより周辺の歴史的景観資源への視線や動線を誘導する工夫を行うなど、夜間景観の演出に努める。	夜間ガイドライン VI-18
	河 川	主要な視点場からの眺めに配慮し、大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する工作物は、水面への映りこみに配慮した照明などにより、都市の魅力を高める水辺の夜間景観の形成に努める。	夜間ガイドライン VI-32

(留意事項)

- ・ 本市が都市景観委員会の意見を受けて、良好な景観形成を図ることができる建築物等であると認めた場合は、この基準外とすることができる。
- ・ 他の重点届出区域と重複する敷地については、双方の基準を満たすものとする。

堺筋地区

【景観形成方針】

堺筋地区全体にかかる方針		
歴史あるビジネス街における落ち着きとにぎわいをあわせもつ街路景観の形成		
歴史ある代表的なビジネス街として形成されてきたまちなみ景観の整備・充実を図り、落ち着きのあるまちなみとしていく。		
道頓堀周辺では、秩序あるにぎわいが表出する魅力的なまちとしていく。		
まちなみにまとまりが生まれるよう、小規模な敷地又は建築物は共同化に努め、建築物の高さは道路幅とのプロポーシオンを配慮して計画する。		
まちなみの連続感、統一感を造り出すとともに、屋外広告物については、地区の良好なまちなみの形成に資するものとし、建築物と屋外広告物とが調和した、秩序が感じられるまとまりあるまちなみを形成する。		
近代建築物など周辺に歴史的景観資源が残されている場合は、これらの保全、活用を図るとともに、これら資源との調和に配慮した景観を形成する。		
建築物の低層部や敷地は、街路空間と建築物の親密感や一体感が醸成されるような、クオリティが高く個性豊かなデザインにより、人々が歩いて楽しめる、都心らしい魅力を感じさせるまちなみを形成する。		
建築物の中高層部（原則地上3階以上）については、落ち着きのある外観とする。		
建築物の壁面を後退させることにより、快適な歩行者空間を創出する。		
修景上ポイントとなる建築物や河川、橋梁などの景観要素をいかし、これと調和させる。		
駐車・駐輪施設については、適切な規模を配置するとともに、出入り口については当該街路側を避けて集約化するなど、周辺の交通状況や市街地環境等に配慮した計画とする。		
建築物の外壁の仕上材、共同住宅のバルコニーの形態、サービスヤードの配置並びに高架水槽、設備配管、屋外広告物、工作物等について周辺と調和するよう配慮した計画とする。		
緑豊かなうるおいある街路景観の形成		
身近な緑や街路樹と調和させるとともに、互いの敷地どうしで補完しあうことで、より豊かな緑が感じられるまちなみを創出する。		
都市のイメージを高める眺望景観の形成		
地域の特徴的な景観資源や景観特性をいかし、見渡す眺め、見通す眺め、ランドマークへの眺めの創出に努める。		
地域の特性に応じた夜間景観の形成		
夜間照明においては、歴史的景観資源の周辺ではそれらとの調和、商業地では活気・にぎわいと秩序との共存など、それぞれの場所の特性に応じた夜間景観の形成に努める。		
都市のイメージを高める夜間景観の形成		
地域の特徴的な景観資源や景観特性をいかし、俯瞰するあかり、水辺のあかり、界隈のあかり、個のあかりの創出に努める。		
新たな照明技術を取り入れながら、周囲の環境に配慮しつつ人目をひき存在感を際立たせるようなファサード照明により、都市の顔となるような夜間景観の創出に努める。		
上記方針に付加する景観配慮ゾーンの方針		
都心中央部	○まちの魅力の創造	
	人々が快適に活動できる広い歩行者空間の確保、ゆったりと和める緑の創出及び人々が立ち寄り、交流できる沿道建築物の工夫などを進め、都心らしいまちの魅力を創造する。	
	○「大通り（広幅員道路）」のまちなみ形成	
	大規模な建築物が連なり、歩道や街路樹が整備され、多くの人々が行き交う、見通しのよい空間である「大通り」の特性をよりいかして、国際都市・大阪の都心にふさわしい質の高い、風格のあるまちなみを形成する。	
都心中央部	○「地区道路（中小幅員道路）」のまちなみ形成	
	まちの成り立ちを感じさせる建築物などの歴史的景観資源が随所に見られ、地域の人々が日常接する身近な空間である「地区道路」の特性をよりいかして、歴史性や文化性などのまとまりの感じられるまちなみを形成する。	
河川	○水辺に映える景観の形成	
	対岸、橋上及び水上からの見え方に配慮し、水辺側に建築物のファサードを向ける、屋外広告物を地区の良好なまちなみの形成に資するものとするなど、河川に沿ったまちなみ景観を形成する	
	道頓堀川沿川	「水辺と一体感のあるまちなみ」の形成
		道頓堀川東部（浮庭橋以東）：建築物や敷地は、水辺の遊歩道や橋上、対岸の建築物からの眺めを意識し、水上からの「見え」に配慮するとともに、個性を持ちつつ周辺とも協調性のあるデザインとする。また、低層部は遊歩道を行く人々が気軽に出入りできるような開放性のあるものとし、河川、水辺、遊歩道と沿川のまちとが一体となったにぎわいのある水辺のまちなみを形成する。
		「川沿いの魅力」を高める

		道頓堀川東部（浮庭橋以東）：水辺の遊歩道は、沿川の建築物が川に向きやすいよう、また、水辺の回遊性を高めるため橋梁や沿川の道路などからアクセスしやすいよう整備しており、河川の水質浄化にも取り組みながら、さらなる水辺の交流空間の形成と、ミナミの繁華街にふさわしいにぎわいの創出に努める。 道頓堀川にかかる橋梁は、魅力ある水辺空間を構成する構造物の一つとして、水辺からの眺めにも配慮したデザインにするとともに、水辺空間の視点場のひとつとして人々が憩い、集うことのできる場となるよう努める。
道 路	○歩いて楽しいにぎわいを感じるまちなみ景観の形成	
	見通しのよい空間である特性をいかし、建築物の連続性や前面道路と建築物との調和に配慮したまちなみを形成するとともに、通りと建築物の関係が親密で歩いて楽しいにぎわいのあるまちなみ景観を形成する。	
	道路からの見え方に配慮し、屋外広告物を地区の良好なまちなみの形成に資するものとし、建築物と屋外広告物が調和した、沿道のまちなみ景観を形成する。	
	○通りに沿った見通し景観の形成	
	見通しのよい空間である特性をいかし、建築物の連続性や前面道路と建築物との調和に配慮した眺望景観を形成する。	

【景観形成基準】

共通事項（建築物・工作物）		
良好な都市景観の形成に向けて、敷地周辺の景観の状況を把握し、地域の歴史やまちの成り立ちを考慮したうえで、景観形成方針を踏まえ、建築物等の配置、規模、形態意匠及び外構などについて周辺のまちなみと調和のとれたものとなるよう努める。		例示 i-126
建築物の建築等		
配 置	1 階の外壁（原則として柱及び建築物に附属する塀を含む）は当該街路から（隅切部分は、同一街区における隅切を除いた当該街路を延長した線から）2 m 以上後退し、その部分は歩行者空間とする。ただし、敷地規模や敷地形状により上記により難しいものは、緩和することができる。 上記により設けた歩行者空間は、歩行上支障のない範囲で、一部を緑地とすることができる。また公共歩道や隣接敷地内の歩行者空間との間に段差を設けないよう努める。	解説 i-83
	敷地内の空地は、歩行者空間の確保や緑化に努め、周辺景観や建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。	例示 i-126
	道 路 建築物の連続性による見通し景観に配慮するとともに、接道部に空地を設け、快適な歩行者空間の確保又は緑化に努める。	解説 i-88
	1 階部の形態 通りとの親密性を意識した低層部のデザインやショーウィンドーの設置などにより、まちのにぎわいを生み出すよう工夫する。	例示 i-126
1 階部の形態	シャッターを設置する場合は原則としてグリルシャッターとする。	解説 i-89
	車の出入口は、原則として当該街路に面して設けない。	解説 i-89
	河 川 とんぼりリバーウォーク沿いの敷地では、遊歩道に面した階に川側へのアクセスを確保するなど、建築物と河川空間とがつながるような形態意匠となるよう工夫する。	解説 i-90
	高さ 敷地前面の当該街路幅員を 2 で除して得た値以上となるよう努めるものとする。	解説 i-90
建築物の間口幅及び建築面積	建築物の間口幅は 10m 以上、建築面積は 200 m ² 以上となるよう努めるものとする。	解説 i-91
	外壁は、建築物単体のバランスだけでなく、周辺景観と調和するよう、特に周辺に歴史的景観資源がある場合は形態意匠を工夫する。	例示 i-126
外 壁	建築物の正面だけでなく、当該街路等の公共空間から見える、建築物の側面や背面の形態意匠も工夫する。	解説 i-91
	大規模な壁面は、圧迫感のある単調なものとならないよう、壁面の分節化など形態意匠を工夫する。	例示 i-126 解説 i-92
	建築物が主要道路の交差点、屈曲部及び突き当たり等、多くの人の視線を集めやすい場所に位置する場合は、まちなみのアクセントとなるよう景観上の工夫をする。	解説 i-92
	低層部と中高層部の形態意匠・仕上げを分節するよう景観上の工夫をする。	例示 i-126 解説 i-92
	河 川 対岸、橋上及び水上からの見え方を意識して、開口部やバルコニーなどを設けた表情のある形態意匠となるよう工夫する。	解説 i-93
	道頓堀川など舟運ルートが整備されている河川沿川の敷地では、沿川のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫すると	-

		もに、植栽などについても水辺と調和のとれたデザインとなるよう努める。	
	道 路	景観上主要な道路からの見通し景観を意識して、沿道のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫する。	例示 i-126
バルコニー等		建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。	-
		手摺に透明ガラスを使用しないなど、道路等の公共空間から洗濯物や室外機等が見えないよう工夫する。	解説 i-93
材料		外壁などの材料は、汚れが目立ちにくいもの、維持管理が容易なもの又は経年により景観をそこなうことのないものとするよう努める。	解説 i-94
		外壁や屋根などの材料は、太陽光を著しく反射する恐れのあるものを使用しないよう努める。	解説 i-94
色彩		周辺のまちなみや建築物全体の形態意匠と調和のとれた、落ち着いた色彩とする。	例示 i-126 解説 i-94
		周囲から突出した、圧迫感が強い高彩度の色彩は避ける。	解説 i-94
		色彩は彩度6以下（日本工業規格 Z8721 に定める彩度）とする。（ただし石材・木材等の素材感のある自然材料は除く。）	解説 i-95
		彩度6を超える色彩を用いる場合は、アクセントカラーとして効果的に使用し、各面の見付面積の5分の1未満とする。ただし、別に定めがある場合は、これによるものとする。	解説 i-82
		外壁に直接貼付又は描写された模様や文字（広告物を含む）は、アクセントとして効果的に使用し、アクセントカラーとして面積に含む。	-
		アクセントカラーを中高層部で用いる場合は、少ない面積でシンプルにまとめるよう努める。	解説 i-97
屋外階段		当該街路等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、修景措置を行うなどにより、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。	解説 i-99
建築設備		配管設備などは、道路等の公共空間に面する外壁に露出させないように工夫する。やむを得ず露出する場合は、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。	解説 i-99
		高架水槽、冷却塔設備及びその他屋外設備機器を屋上に設置する場合は、当該街路等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、ルーバー等により目隠しをするなど修景を工夫する。	解説 i-99
		テレビアンテナ等は、当該街路等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。また色彩は建築物等との調和を図る。	解説 i-99
付属施設		駐車場（サービスヤード、機械駐車設備を含む）、駐輪場及びごみ置き場等は、周辺景観や敷地内の建築物等と調和した形態意匠とするとともに、当該街路から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、目隠しや緑化などにより修景を行う。	解説 i-99
植栽		植栽は、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、樹種も考慮して適切に配置する。	例示 i-126
塀・柵		当該街路に面して、原則、塀又は柵を設置しない。やむを得ず設置する場合は、開放的で透透性の高い構造とするなど、周辺景観や敷地内の建築物等と調和した形態意匠とする。	解説 i-99
夜間景観		照明演出を行う場合は、建物のファサードの美しさや魅力を高めるものとし、周辺のまちなみの風景の一部となることを考慮して表現内容や表現方法を工夫する。また、周辺環境に配慮した輝度とする。	夜間ガイドライン VI-18
		夜間照明を当該街路に面して行う場合は、周辺景観やエリアのイメージと調和するよう夜間景観の形成に努める。	夜間ガイドライン VI-18,21
		公園や広場などのパブリックスペースに隣接する敷地では、夜間照明は周辺の安全・安心に寄与するよう努める。	夜間ガイドライン VI-20
	都心中央部	周辺に近代建築物など歴史的な景観資源やエリアを象徴する建築物等がある場合は、それと調和するよう配光や色温度に配慮する。	夜間ガイドライン VI-18,23
		景観上主要な道路からの眺めに配慮し、効果的な建物へのライトアップにより周辺の歴史的景観資源への視線や動線を誘導する工夫を行うなど、夜間景観の演出に努める。	夜間ガイドライン VI-18
		建物の壁自体を媒体として活用し、動的な変化や映像を創り出す照明演出について、別に定めがある場合は、これによるものとする。	-
工作物の建設等			
配置等		敷地際に空地を設け、周辺への圧迫感や威圧感の軽減に努める。	解説 i-101
		当該街路等の公共空間からの見え方に十分配慮し、工作物に付属する駐車場等がある場合は、その周囲及び出入口等の緑化に努める。	解説 i-101
外観		工作物単体のバランスだけでなく、周辺景観と調和するよう、形態意匠を工夫する。	-
		工作物の正面だけでなく、当該街路等の公共空間から見える、工作物の側面や背面の形態意匠も工夫する。	解説 i-101

	大規模な面は、圧迫感のある単調なものとならないよう、形態意匠を工夫する。		解説i-101
	周辺のまちなみや工作物全体の形態意匠と調和のとれた色彩とする。		-
	工作物と一体となった広告物やサインは、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、形態意匠や設置位置を工夫する。		-
	材料は、汚れが目立ちにくいもの、維持管理が容易なもの又は経年により景観をそこなうことのないものとするよう努める。		解説i-101
	河 川	対岸、橋上及び水上からの見え方を意識した形態意匠となるよう工夫する。	解説i-101
		道頓堀川など舟運ルートが整備されている河川沿川の敷地では、沿川のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫するとともに、植栽などについても水辺と調和のとれたデザインとなるよう努める。	-
	道 路	景観上主要な道路からの見通し景観を意識して、沿道のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫する。	-
夜間景観	照明演出を行う場合は、工作物の美しさや魅力を高めるものとし、周辺のまちなみの風景の一部となることを考慮して表現内容や表現方法を工夫する。また、周辺環境に配慮した輝度とする。		夜間ガイドライン VI-18
	周辺に近代建築物など歴史的な景観資源やエリアを象徴する建築物等がある場合は、それと調和するよう配光や色温度に配慮する。		夜間ガイドライン VI-18,23
	景観上主要な道路からの眺めに配慮し、効果的な工作物へのライトアップにより周辺の歴史的景観資源への視線や動線を誘導する工夫を行うなど、夜間景観の演出に努める。		夜間ガイドライン VI-18

(留意事項)

- ・ 本市が都市景観委員会の意見を受けて、良好な景観形成を図ることができる建築物等であると認めた場合は、この基準外とすることができる。
- ・ 他の重点届出区域と重複する敷地については、双方の基準を満たすものとする。

四つ橋筋地区

【景観形成方針】

四つ橋地区全体にかかる方針		
	ビジネス街としての落ち着きがあり緑豊かな街路景観の形成	
	緑豊かなビジネス街として形成されてきたまちなみ景観の整備・充実を図り、緑と調和した落ち着きのあるまちなみとしていく。	
	まちなみにまとまりが生まれるよう、小規模な敷地又は建築物は共同化に努め、建築物の高さは道路幅とのプロポーシオンを配慮して計画する。	
	まちなみの連続感、統一感を造り出すとともに、屋外広告物については、地区の良好なまちなみの形成に資するものとし、建築物と屋外広告物とが調和した、秩序が感じられるまとまりあるまちなみを形成する。	
	近代建築物など周辺に歴史的景観資源が残されている場合は、これらの保全、活用を図るとともに、これら資源との調和に配慮した景観を形成する。	
	建築物の低層部や敷地は、街路空間と建築物の親密感や一体感が醸成されるような、クオリティが高く個性豊かなデザインにより、人々が歩いて楽しめる、都心らしい魅力を感じさせるまちなみを形成する。	
	建築物の中高層部（原則地上3階以上）については、緑と調和した落ち着きのある外観とする。	
	建築物の壁面を後退させることにより、快適な歩行者空間を創出する。	
	修景上ポイントとなる建築物や公園、河川、橋梁などの景観要素をいかし、これと調和させる。	
	駐車・駐輪施設については、適切な規模を配置するとともに、出入り口については当該街路側を避けて集約するなど、周辺の交通状況や市街地環境等に配慮した計画とする。	
	建築物の外壁の仕上材、共同住宅のバルコニーの形態、サービスヤードの配置並びに高架水槽、設備配管、屋外広告物、工作物等について周辺と調和するよう配慮した計画とする。	
	緑豊かなうるおいある街路景観の形成	
	身近な緑や街路樹と調和させるとともに、互いの敷地どうしで補完しあうことで、より豊かな緑が感じられるまちなみを創出する。	
	都市のイメージを高める眺望景観の形成	
	地域の特徴的な景観資源や景観特性をいかし、見渡す眺め、見通す眺め、ランドマークへの眺めの創出に努める。	
	地域の特性に応じた夜間景観の形成	
	夜間照明においては、歴史的景観資源の周辺ではそれらとの調和、ターミナル周辺では来街者を迎え入れる雰囲気づくり、商業地では活気・にぎわいと秩序との共存など、それぞれの場所の特性に応じた夜間景観の形成に努める。	
	橋梁等の公共施設については、光のまちづくり推進委員会の取り組みを踏まえ、魅力とにぎわいに満ちた夜間照明の創出に努める。	
	都市のイメージを高める夜間景観の形成	
	地域の特徴的な景観資源や景観特性をいかし、俯瞰するあかり、水辺のあかり、境界のあかり、個のあかりの創出に努める。	
	新たな照明技術を取り入れながら、周囲の環境に配慮しつつ人目をひき存在感を際立たせるようなファサード照明により、都市の顔となるような夜間景観の創出に努める。	
	上記方針に付加する景観配慮ゾーンの方針	
都心中央部	〇まちの魅力の創造	
	人々が快適に活動できる広い歩行者空間の確保、ゆったりと和める緑の創出及び人々が立ち寄り、交流できる沿道建築物の工夫などを進め、都心らしいまちの魅力を創造する。	
	〇「大通り（広幅員道路）」のまちなみ形成	
	大規模な建築物が連なり、歩道や街路樹が整備され、多くの人々が行き交う、見通しのよい空間である「大通り」の特性をよりいかにして、国際都市・大阪の都心にふさわしい質の高い、風格のあるまちなみを形成する。	
	〇「地区道路（中小幅員道路）」のまちなみ形成	
	まちの成り立ちを感じさせる建築物などの歴史的景観資源が随所に見られ、地域の人々が日常接する身近な空間である「地区道路」の特性をよりいかにして、歴史性や文化性などのまとまりの感じられるまちなみを形成する。	
河川	〇水辺に映える景観の形成	
	対岸、橋上及び水上からの見え方に配慮し、水辺側に建築物のファサードを向ける、屋外広告物を地区の良好なまちなみの形成に資するものとするなど、河川に沿ったまちなみ景観を形成する。	
	道頓堀川沿川	「水辺と一体感のあるまちなみ」の形成
	道頓堀川東部（浮庭橋以東）	建築物や敷地は、水辺の遊歩道や橋上、対岸の建築物からの眺めを意識し、水上からの「見え」に配慮するとともに、個性を持ちつつ周辺とも協調性のあるデザインとする。また、低層部は遊歩道に行く人々が気軽に出入りできるような開放性のあるものとし、河川、水辺、遊歩道と沿川のまちとが一体となったにぎわいのある水辺のまちなみを形成する。

	中之島等(堂島川沿川・大川沿川・土佐堀川沿川・大川沿川)	「川沿いの魅力」を高める
		道頓堀川東部(浮庭橋以東):水辺の遊歩道は、沿川の建築物が川に向きやすいよう、また、水辺の回遊性を高めるため橋梁や沿川の道路などからアクセスしやすいよう整備しており、河川の水質浄化にも取り組みながら、さらなる水辺の交流空間の形成と、ミナミの繁華街にふさわしいにぎわいの創出に努める。
		道頓堀川にかかる橋梁は、魅力ある水辺空間を構成する構造物の一つとして、水辺からの眺めにも配慮したデザインにするとともに、水辺空間の視点場のひとつとして人々が憩い、集うことのできる場となるよう努める。
		「水辺をいかしたまちなみ」の形成
道 路	大川～安治川沿川	御堂筋以西:周辺の建築物などとの調和に配慮し、建築物や構造物のデザインの工夫や敷地の緑化に努め、水・緑豊かな、風格とゆとりのあるまちなみを形成する。
		水辺の魅力を高める眺望景観の形成
		御堂筋以西:高所からの俯瞰、沿川を見通す、対岸を広範囲に見渡す、島らしい印象的な眺めに配慮し、形態意匠の工夫や色彩の配慮などにより、水辺の印象的な顔づくりを行う。
		水辺の魅力を高める夜間景観の形成
道 路	大川～安治川沿川	高所からの俯瞰、水際で水辺に映えるまちなみ、ランドマークの演出など、夜間における水辺の印象的な顔づくりに努める。
		〇歩いて楽しいにぎわいを感じるまちなみ景観の形成
		見通しのよい空間である特性をいかし、建築物の連続性や前面道路と建築物との調和に配慮したまちなみを形成するとともに、通りと建築物の関係が親密で歩いて楽しいにぎわいのあるまちなみ景観を形成する。
		道路からの見え方に配慮し、屋外広告物を地区の良好なまちなみの形成に資するものとし、建築物と屋外広告物とが調和した、沿道のまちなみ景観を形成する。
道 路	大川～安治川沿川	〇通りに沿った見通し景観の形成
		見通しのよい空間である特性をいかし、建築物の連続性や前面道路と建築物との調和に配慮した眺望景観を形成する。

【景観形成基準】

共通事項(建築物・工作物)			
良好な都市景観の形成に向けて、敷地周辺の景観の状況を把握し、地域の歴史やまちの成り立ちを考慮したうえで、景観形成方針を踏まえ、建築物等の配置、規模、形態意匠及び外構などについて周辺のまちなみと調和のとれたものとなるよう努める。			例示 i-127
建築物の建築等			
配置	1階の外壁(原則として柱及び建築物に附属する塀を含む)は、当該街路から(隅切部分は、同一街区における隅切を除いた当該街路を延長した線から)1m以上(敷地面積が500㎡を超えるものは2m以上)後退し、その部分は歩行者空間とする。ただし、敷地規模や敷地形状により上記により難しいものは、緩和することができる。上記により設けた歩行者空間は、歩行上支障のない範囲で、一部を緑地とすることができる。また公共歩道や隣接敷地内の歩行者空間との間に段差を設けないよう努める。		解説 i-82
	敷地内の空地は、歩行者空間の確保や緑化に努め、周辺景観や建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。		例示 i-127
	河 川	主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する建築物は、周囲との連続性に配慮した建物配置に努める。	解説 i-109
	道 路	建築物の連続性による見通し景観に配慮するとともに、接道部に空地を設け、快適な歩行者空間の確保又は緑化に努める。	解説 i-88
1階部の形態	通りとの親密性を意識した低層部のデザインやショーウィンドーの設置などにより、まちのにぎわいを生み出すよう工夫する。		例示 i-127
	シャッターを設置する場合は原則としてグリルシャッターとする。		解説 i-89
	車の出入口は、原則として当該街路に面して設けない。		解説 i-89
	河 川	とんぼりリバーウォーク沿いの敷地では、遊歩道に面した階に川側へのアクセスを確保するなど、建築物と河川空間とがつながるような形態意匠となるよう工夫する。	解説 i-90
		中之島等の敷地では、新たな視点場として水辺側にテラスを設置するなど、にぎわいを生み出すよう工夫する。	解説 i-109
高さ	敷地前面の当該街路幅員を2で除して得た値以上となるよう努めるものとする。		解説 i-90

建築物の間口幅及び建築面積	建築物の間口幅は10m以上、建築面積は200㎡以上となるよう努めるものとする。		解説 i-91
外壁	外壁は、建築物単体のバランスだけでなく、周辺景観と調和するよう、特に周辺に歴史的景観資源がある場合は形態意匠を工夫する。		例示 i-127
	建築物の正面だけでなく、当該街路や隣接する公園等の公共空間から見える、建築物の側面や背面の形態意匠も工夫する。		例示 i-127 解説 i-91
	大規模な壁面は、圧迫感のある単調なものとならないよう、壁面の分節化など形態意匠を工夫する。		例示 i-127 解説 i-92
	建築物が主要道路の交差点、屈曲部及び突き当たり等、多くの人の視線を集めやすい場所に位置する場合は、まちなみのアクセントとなるよう景観上の工夫をする。		例示 i-127 解説 i-92
	低層部と中高層部の形態意匠・仕上げを分節するよう景観上の工夫をする。		例示 i-127 解説 i-92
	河川	対岸、橋上及び水上からの見え方を意識して、開口部やバルコニーなどを設けた表情のある形態意匠となるよう工夫する。	解説 i-93
		堂島川、土佐堀川及び道頓堀川など舟運ルートが整備されている河川沿川の敷地では、沿川のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫するとともに、植栽などについても水辺と調和のとれたデザインとなるよう努める。	-
		主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する建築物の部分は、建築物のファサードを水辺側に向けるなど魅力ある形態意匠となるよう工夫する。	解説 i-110
道路	河川	主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する建築物の外壁は、歴史的景観資源を象徴的に望めるよう、資源との関係を意識したデザインとするなど、形態意匠を工夫する。	解説 i-111
		景観上主要な道路からの見通し景観を意識して、沿道のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫する。	例示 i-127
バルコニー等	建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。		-
	手摺に透明ガラスを使用しないなど、道路や公園等の公共空間から洗濯物や室外機等が見えないよう工夫する。		解説 i-93
材料	外壁などの材料は、汚れが目立ちにくいもの、維持管理が容易なもの又は経年により景観をそこなうことのないものとするよう努める。		解説 i-94
	外壁や屋根などの材料は、太陽光を著しく反射する恐れのあるものを使用しないよう努める。		解説 i-94
色彩	周辺のまちなみや建築物全体の形態意匠と調和のとれた、落ち着いた色彩とする。		例示 i-127 解説 i-95
	周囲から突出した、圧迫感が強い高彩度の色彩は避ける。		解説 i-95
	色彩は彩度6以下（日本工業規格 Z8721 に定める彩度）とする。（ただし石材・木材等の素材感のある自然材料は除く。）		解説 i-95
	彩度6を超える色彩を用いる場合は、アクセントカラーとして効果的に使用し、各面の見付面積の5分の1未満とする。ただし、別に定めがある場合は、これによるものとする。		解説 i-82
	外壁に直接貼付又は描写された模様や文字（広告物を含む）は、アクセントとして効果的に使用し、アクセントカラーとして面積に含む。		-
	アクセントカラーを中高層部で用いる場合は、少ない面積でシンプルにまとめるよう努める。		解説 i-97
	河川	主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する建築物の部分は、主要な視点場からの眺望範囲にアクセントカラーを用いないよう努める。やむを得ず、アクセントカラーを用いる場合は、建物低層部にシンプルにまとめるものとする。	解説 i-112
屋外階段	当該街路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、修景措置を行うなどにより、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。		解説 i-99
建築設備	配管設備などは、道路や公園等の公共空間に面する外壁に露出させないよう工夫する。やむを得ず露出する場合は、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。		解説 i-99
	高架水槽、冷却塔設備及びその他屋外設備機器を屋上に設置する場合は、当該街路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、ルーバー等により目隠しをするなど修景を工夫する。		解説 i-99
	テレビアンテナ等は、当該街路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。また色彩は建築物等との調和を図る。		解説 i-99
付属施設	駐車場（サービスヤード、機械駐車設備を含む）、駐輪場及びごみ置き場等は、周辺景観や敷地内の建築物等と調和した形態意匠とするともに、当該街路から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、目隠しや緑化などにより修景を行う。		解説 i-99

植栽	植栽は、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、樹種も考慮して適切に配置する。		例示i-127 解説i-99
	河川	主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地では、周辺景観に配慮し、水辺の潤いやゆとりある緑化に努める。また、歴史的景観資源への眺望に配慮し、魅力的な水辺の見晴らし、見通し景観となるよう配置計画の工夫等に努める。	解説i-114
塀・柵	当該街路に面して、原則、塀又は柵を設置しない。やむを得ず設置する場合は、開放的で透過性の高い構造とするなど、周辺景観や敷地内の建築物等と調和した形態意匠とする。		解説i-99
夜間景観	照明演出を行う場合は、建物のファサードの美しさや魅力を高めるものとし、周辺のまちなみの風景の一部となることを考慮して表現内容や表現方法を工夫する。また、周辺環境に配慮した輝度とする。		夜間ガイドライン VI-18
	夜間照明を当該街路に面して行う場合は、周辺景観やエリアのイメージと調和するよう夜間景観の形成に努める。		夜間ガイドライン VI-18,21
	公園や広場などのパブリックスペースに隣接する敷地では、夜間照明は周辺の安全・安心に寄与するよう努める。		夜間ガイドライン VI-20
	都心中央部	周辺に近代建築物など歴史的な景観資源やエリアを象徴する建築物等がある場合は、それと調和するよう配光や色温度に配慮する。	夜間ガイドライン VI-18,23
		景観上主要な道路からの眺めに配慮し、効果的な建物へのライトアップにより周辺の歴史的景観資源への視線や動線を誘導する工夫を行うなど、夜間景観の演出に努める。	夜間ガイドライン VI-18
		建物の壁自体を媒体として活用し、動的な変化や映像を創り出す照明演出について、別に定めがある場合は、これによるものとする。	-
	河川	主要な視点場からの眺めに配慮し、大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する建築物は、水面への映りこみに配慮した照明などにより、都市の魅力を高める水辺の夜間景観の形成に努める。	夜間ガイドライン VI-32
工作物の建設等			
配置等	敷地際に空地を設け、周辺への圧迫感や威圧感の軽減に努める。		解説i-101
	当該街路や隣接する公園等の公共空間からの見え方に十分配慮し、工作物に付属する駐車場等がある場合は、その周囲及び出入口等の緑化に努める。		解説i-101
外観	工作物単体のバランスだけでなく、周辺景観と調和するよう、形態意匠を工夫する。		-
	工作物の正面だけでなく、当該街路や隣接する公園等の公共空間から見える、工作物の側面や背面の形態意匠も工夫する。		解説i-101
	大規模な面は、圧迫感のある単調なものとならないよう、形態意匠を工夫する。		解説i-101
	周辺のまちなみや工作物全体の形態意匠と調和のとれた色彩とする。		-
	工作物と一体となった広告物やサインは、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、形態意匠や設置位置を工夫する。		-
	材料は、汚れが目立ちにくいもの、維持管理が容易なもの又は経年により景観をそこなうことのないものとするよう努める。		解説i-101
	河川	対岸、橋上及び水上からの見え方を意識した形態意匠となるよう工夫する。	解説i-101
		堂島川、土佐堀川及び道頓堀川など舟運ルートが整備されている河川沿川の敷地では、沿川のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫するとともに、植栽などについても水辺と調和のとれたデザインとなるよう努める。	-
		主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する工作物は、歴史的景観資源を象徴的に望めるよう資源との関係を意識したデザインとするなど、形態意匠を工夫する。	-
		主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する工作物の部分は、主要な視点場からの眺望範囲にアクセントカラーを用いないよう努める。やむを得ず、アクセントカラーを用いる場合は、シンプルにまとめるものとする。	解説i-112
	道路	景観上主要な道路からの見通し景観を意識して、沿道のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫する。	-
夜間景観	照明演出を行う場合は、工作物の美しさや魅力を高めるものとし、周辺のまちなみの風景の一部となることを考慮して表現内容や表現方法を工夫する。また、周辺環境に配慮した輝度とする。		夜間ガイドライン VI-18
	光のまちづくり推進委員会での取り組みを踏まえ、橋梁等の良好なライトアップに努		夜間ガイドライン

	める。		VI-15.23
	周辺に近代建築物など歴史的な景観資源やエリアを象徴する建築物等がある場合は、それと調和するよう配光や色温度に配慮する。		夜間ガイドライン VI-18.23
	景観上主要な道路からの眺めに配慮し、効果的な工作物へのライトアップにより周辺の歴史的景観資源への視線や動線を誘導する工夫を行うなど、夜間景観の演出に努める。		夜間ガイドライン VI-18
	河川	主要な視点場からの眺めに配慮し、大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する工作物は、水面への映りこみに配慮した照明などにより、都市の魅力を高める水辺の夜間景観の形成に努める。	夜間ガイドライン VI-32

- (留意事項)
- 本市が都市景観委員会の意見を受けて、良好な景観形成を図ることができる建築物等であると認めた場合は、この基準外とすることができる。
 - 他の重点届出区域と重複する敷地については、双方の基準を満たすものとする。

なにわ筋地区

【景観形成方針】

なにわ筋地区全体にかかる方針		
豊かなみどりと調和したゆとりある街路景観の形成		
緑豊かな、業務、商業、居住機能が融合する複合市街地として形成されてきたまちなみ景観の整備・充実を図り、緑と調和したまちなみとしていく。		
まちなみにまとまりが生まれるよう、小規模な敷地又は建築物は共同化に努め、建築物の高さは道路幅とのプロポーシオンを配慮して計画する。		
まちなみの連続感、統一感を造り出すとともに、屋外広告物については、地区の良好なまちなみの形成に資するものとし、建築物と屋外広告物とが調和した、秩序が感じられるまとまりあるまちなみを形成する。		
近代建築物など周辺に歴史的景観資源が残されている場合は、これらの保全、活用を図るとともに、これら資源との調和に配慮した景観を形成する。		
建築物の低層部や敷地は、街路空間と建築物の親密感や一体感が醸成されるような、クオリティが高く個性豊かなデザインにより、人々が歩いて楽しめる、都心らしい魅力を感じさせるまちなみを形成する。		
建築物の中高層部（原則地上3階以上）については、緑と調和した落ち着いた外観とする。		
建築物の壁面を後退させることにより、その部分の緑化を推進する。		
修景上ポイントとなる建築物や公園、河川、橋梁などの景観要素をいかし、これと調和させる。		
駐車・駐輪施設については、適切な規模を配置するとともに、出入り口については当該街路側を避けて集約化するなど、周辺の交通状況や市街地環境等に配慮した計画とする。		
建築物の外壁の仕上材、共同住宅のバルコニーの形態、サービスヤードの配置並びに高架水槽、設備配管、屋外広告物、工作物等について周辺と調和するよう配慮した計画とする。		
緑豊かなうるおいある街路景観の形成		
身近な緑や街路樹と調和させるとともに、互いの敷地どうしで補完しあうことで、より豊かな緑が感じられるまちなみを創出する。		
都市のイメージを高める眺望景観の形成		
地域の特徴的な景観資源や景観特性をいかし、見渡す眺め、見通す眺め、ランドマークへの眺めの創出に努める。		
地域の特性に応じた夜間景観の形成		
夜間照明においては、歴史的景観資源の周辺ではそれらとの調和、商業地では活気・にぎわいと秩序との共存など、それぞれの場所の特性に応じた夜間景観の形成に努める。		
橋梁等の公共施設については、光のまちづくり推進委員会の取り組みを踏まえ、魅力とにぎわいに満ちた夜間照明の創出に努める。		
都市のイメージを高める夜間景観の形成		
地域の特徴的な景観資源や景観特性をいかし、俯瞰するあかり、水辺のあかり、境界のあかり、個のあかりの創出に努める。		
新たな照明技術を取り入れながら、周囲の環境に配慮しつつ人目をひき存在感を際立たせるようなファサード照明により、都市の顔となるような夜間景観の創出に努める。		
上記方針に付加する景観配慮ゾーンの方針		
都心中央	○まちの魅力の創造	
	人々が快適に活動できる広い歩行者空間の確保、ゆったりと和める緑の創出及び人々が立ち寄り、交流できる沿道建築物の工夫などを進め、都心らしいまちの魅力を創造する。	
	○「大通り（広幅員道路）」のまちなみ形成	
	大規模な建築物が連なり、歩道や街路樹が整備され、多くの人々が行き交う、見通しのよい空間である「大通り」の特性をよりいかにして、国際都市・大阪の都心にふさわしい質の高い、風格のあるまちなみを形成する。	
	○「地区道路（中小幅員道路）」のまちなみ形成	
	まちの成り立ちを感じさせる建築物などの歴史的景観資源が随所に見られ、地域の人々が日常接する身近な空間である「地区道路」の特性をよりいかにして、歴史性や文化性などのまとまりの感じられるまちなみを形成する。	
河川	○水辺に映える景観の形成	
	対岸、橋上及び水上からの見え方に配慮し、水辺側に建築物のファサードを向ける、屋外広告物を地区の良好なまちなみの形成に資するものとするなど、河川に沿ったまちなみ景観を形成する。	
	道頓堀川沿	「水辺と一体感のあるまちなみ」の形成
		道頓堀川西部（浮庭橋以西）：水辺に面する建築物は橋上や水上からの眺めを意識したデザインの工夫や、周囲の建築物にも配慮し、敷地の植栽などについても水辺と調和のとれたデザインとなるように努めることにより、ゆとりと安らぎの感じられる開放的な水辺のまちなみを形成する。

	中之島等（堂島川沿川・土佐堀川沿川・大川沿川） 大川～安治川沿川	「川沿いの魅力」を高める	
		道頓堀川西部（浮庭橋以西）：広がりのある開放的な河川の特徴をいかし、ゆとりと安らぎを感じられる水辺空間の形成や河川の水質浄化などに努める。また、橋梁など構造物のデザインは、魅力ある水辺空間の構成要素の一つとして水辺からの眺めや、中景、遠景も意識したデザインの工夫に努める。	
		「水辺をいかしたまちなみ」の形成	
		御堂筋以西：周辺の建築物などとの調和に配慮し、建築物や構造物のデザインの工夫や敷地の緑化に努め、水・緑豊かな、風格とゆとりのあるまちなみを形成する。	
		水辺の魅力を高める眺望景観の形成	
		御堂筋以西：高所からの俯瞰、沿川を見通す、対岸を広範囲に見渡す、島らしい印象的な眺めに配慮し、形態意匠の工夫や色彩の配慮などにより、水辺の印象的な顔づくりを行う。	
道 路		水辺の魅力を高める夜間景観の形成	
		高所からの俯瞰、水際で水辺に映えるまちなみ、ランドマークの演出など、夜間における水辺の印象的な顔づくりに努める。	
		〇歩いて楽しいにぎわいを感じるまちなみ景観の形成	
		見通しのよい空間である特性をいかし、建築物の連続性や前面道路と建築物との調和に配慮したまちなみを形成するとともに、通りと建築物の関係が親密で歩いて楽しいにぎわいのあるまちなみ景観を形成する。	
		道路からの見え方に配慮し、屋外広告物を地区の良好なまちなみの形成に資するものとし、建築物と屋外広告物が調和した、沿道のまちなみ景観を形成する。	
		〇通りに沿った見通し景観の形成	
見通しのよい空間である特性をいかし、建築物の連続性や前面道路と建築物との調和に配慮した眺望景観を形成する。			

【景観形成基準】

共通事項（建築物・工作物）			
良好な都市景観の形成に向けて、敷地周辺の景観の状況を把握し、地域の歴史やまちの成り立ちを考慮したうえで、景観形成方針を踏まえ、建築物等の配置、規模、形態意匠及び外構などについて周辺のまちなみと調和のとれたものとなるよう努める。			例示 i-128
建築物の建築等			
配 置		1階の外壁（原則として柱及び建築物に附属する塀を含む）は当該街路から（隅切部分は、同一街区区内における隅切を除いた当該街路を延長した線から）2m以上後退するか、又は、これに相当する面積のオープンスペース（ピロティを含む）を当該街路沿いに設ける。なおその部分は緑化に努める。 ただし、敷地規模や敷地形状により上記により難しいものは、緩和することができる。	解説 i-83
		敷地内の空地は、歩行者空間の確保や緑化に努め、周辺景観や建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。	例示 i-128
		河 川	主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する建築物は、周囲との連続性に配慮した建物配置に努める。 解説 i-109
		道 路	建築物の連続性による見通し景観に配慮するとともに、接道部に空地を設け、快適な歩行者空間の確保又は緑化に努める。 解説 i-88
1 階部の形態		通りとの親密性を意識した低層部のデザインやショーウィンドーの設置などにより、まちのにぎわいを生み出すよう工夫する。	例示 i-128
		シャッターを設置する場合は原則としてグリルシャッターとする。	解説 i-89
		車の出入口は、原則として当該街路に面して設けない。	解説 i-89
		河 川	中之島等の敷地では、新たな視点場として水辺側にテラスを設置するなど、にぎわいを生み出すよう工夫する。 解説 i-109
高 さ		敷地前面の当該街路幅員を2で除して得た値以上となるよう努めるものとする。	解説 i-90
建築物の間口幅及び建築面積		建築物の間口幅は10m以上、建築面積は200㎡以上となるよう努めるものとする。	解説 i-91
外 壁		外壁は、建築物単体のバランスだけでなく、周辺景観と調和するよう、特に周辺に歴史的景観資源がある場合は形態意匠を工夫する。	例示 i-128
		建築物の正面だけでなく、当該街路や隣接する公園等の公共空間から見える、建築物の側面や背面の形態意匠も工夫する。	例示 i-128 解説 i-91
		大規模な壁面は、圧迫感のある単調なものとならないよう、壁面の分節化など形態意匠を工夫する。	例示 i-128 解説 i-92
		建築物が主要道路の交差点、屈曲部及び突き当たり等、多くの人の視線を集めやすい場所に位置する場合は、まちなみのアクセントとなるよう景観上の工夫をする。	解説 i-92

	低層部と中高層部の形態意匠・仕上げを分節するよう景観上の工夫をする。	例示 i-128 解説 i-92
	河川 対岸、橋上及び水上からの見え方を意識して、開口部やバルコニーなどを設けた表情のある形態意匠となるよう工夫する。	解説 i-93
	河川 堂島川、土佐堀川及び道頓堀川など舟運ルートが整備されている河川沿川の敷地では、沿川のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫するとともに、植栽などについても水辺と調和のとれたデザインとなるよう努める。	-
	河川 主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する建築物の部分は、建築物のファサードを水辺側に向けるなど魅力ある形態意匠となるよう工夫する。	解説 i-110
	河川 主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する建築物の外壁は、歴史的景観資源を象徴的に望めるよう、資源との関係を意識したデザインとするなど、形態意匠を工夫する。	解説 i-111
	道路 景観上主要な道路からの見通し景観を意識して、沿道のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫する。	例示 i-128
バルコニー等	建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。	例示 i-128
	手摺に透明ガラスを使用しないなど、道路や公園等の公共空間から洗濯物や室外機等が見えないよう工夫する。	解説 i-93
材料	外壁などの材料は、汚れが目立ちにくいもの、維持管理が容易なもの又は経年により景観をそこなうことのないものとするよう努める。	解説 i-9469
	外壁や屋根などの材料は、太陽光を著しく反射する恐れのあるものを使用しないよう努める。	解説 i-94
色彩	周辺のまちなみや建築物全体の形態意匠と調和のとれた、落ち着いた色彩とする。	例示 i-128 解説 i-95
	周囲から突出した、圧迫感が強い高彩度の色彩は避ける。	解説 i-95
	色彩は彩度 6 以下（日本工業規格 Z8721 に定める彩度）とする。（ただし石材・木材等の素材感のある自然材料は除く。）	解説 i-95
	彩度 6 を超える色彩を用いる場合は、アクセントカラーとして効果的に使用し、各面の見付面積の 5 分の 1 未満とする。ただし、別に定めがある場合は、これによるものとする。	解説 i-82
	外壁に直接貼付又は描写された模様や文字（広告物を含む）は、アクセントとして効果的に使用し、アクセントカラーとして面積に含む。	-
	アクセントカラーを中高層部で用いる場合は、少ない面積でシンプルにまとめるよう努める。	解説 i-97
	河川 主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する建築物の部分は、主要な視点場からの眺望範囲にアクセントカラーを用いないよう努める。やむを得ず、アクセントカラーを用いる場合は、建物低層部にシンプルにまとめるものとする。	解説 i-●
屋外階段	当該街路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、修景措置を行うなどにより、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。	解説 i-99
建築設備	配管設備などは、道路や公園等の公共空間に面する外壁に露出させないよう工夫する。やむを得ず露出する場合は、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。	解説 i-99
	高架水槽、冷却塔設備及びその他屋外設備機器を屋上に設置する場合は、当該街路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、ルーバー等により目隠しをするなど修景を工夫する。	解説 i-99
	テレビアンテナ等は、当該街路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。また色彩は建築物等との調和を図る。	解説 i-99
付属施設	駐車場（サービスヤード、機械駐車設備を含む）、駐輪場及びごみ置き場等は、周辺景観や敷地内の建築物等と調和した形態意匠とするとともに、当該街路から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、目隠しや緑化などにより修景を行う。	解説 i-99
植栽	植栽は、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、樹種も考慮して適切に配置する。	例示 i-128 解説 i-99
	河川 主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地では、周辺景観に配慮し、水辺の潤いやゆとりある緑化に努める。また、歴史的景観資源への眺望に配慮し、魅力的な水辺の見晴らし、見通し景観となるよう配置計画の工夫等に努める。	解説 i-114

塀・柵	当該街路に面して、原則、塀又は柵を設置しない。やむを得ず設置する場合は、開放的で透過性の高い構造とするなど、周辺景観や敷地内の建築物等と調和した形態意匠とする。	解説 i-99
夜間景観	照明演出を行う場合は、建物のファサードの美しさや魅力を高めるものとし、周辺のまちなみの風景の一部となることを考慮して表現内容や表現方法を工夫する。また、周辺環境に配慮した輝度とする。	夜間ガイドライン VI-18
	夜間照明を当該街路に面して行う場合は、周辺景観やエリアのイメージと調和するよう夜間景観の形成に努める。	夜間ガイドライン VI-18.21
	公園や広場などのパブリックスペースに隣接する敷地では、夜間照明は周辺の安全・安心に寄与するよう努める。	夜間ガイドライン VI-20
	都心中央部 周辺に近代建築物など歴史的な景観資源やエリアを象徴する建築物等がある場合は、それと調和するよう配光や色温度に配慮する。	夜間ガイドライン VI-18.23
	都心中央部 景観上主要な道路からの眺めに配慮し、効果的な建物へのライトアップにより周辺の歴史的景観資源への視線や動線を誘導する工夫を行うなど、夜間景観の演出に努める。	夜間ガイドライン VI-18
河川	建物の壁自体を媒体として活用し、動的な変化や映像を創り出す照明演出について、別に定めがある場合は、これによるものとする。	-
	河川 主要な視点場からの眺めに配慮し、大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する建築物は、水面への映りこみに配慮した照明などにより、都市の魅力を高める水辺の夜間景観の形成に努める。	夜間ガイドライン VI-32
工作物の建設等		
配置等	敷地際に空地を設け、周辺への圧迫感や威圧感の軽減に努める。	解説 i-101
	当該街路や隣接する公園等の公共空間からの見え方に十分配慮し、工作物に付属する駐車場等がある場合は、その周囲及び出入口等の緑化に努める。	解説 i-101
外観	工作物単体のバランスだけでなく、周辺景観と調和するよう、形態意匠を工夫する。	
	工作物の正面だけでなく、当該街路や隣接する公園等の公共空間から見える、工作物の側面や背面の形態意匠も工夫する。	解説 i-101
	大規模な面は、圧迫感のある単調なものとならないよう、形態意匠を工夫する。	解説 i-101
	周辺のまちなみや工作物全体の形態意匠と調和のとれた色彩とする。	
	工作物と一体となった広告物やサインは、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、形態意匠や設置位置を工夫する。	
	材料は、汚れが目立ちにくいもの、維持管理が容易なもの又は経年により景観をそこなうことのないものとするよう努める。	解説 i-101
	河川 対岸、橋上及び水上からの見え方を意識した形態意匠となるよう工夫する。	解説 i-101
	河川 堂島川、土佐堀川及び道頓堀川など舟運ルートが整備されている河川沿川の敷地では、沿川のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫するとともに、植栽などについても水辺と調和のとれたデザインとなるよう努める。	
	河川 主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する工作物は、歴史的景観資源を象徴的に望めるよう資源との関係を意識したデザインとするなど、形態意匠を工夫する。	
	河川 主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する工作物の部分は、主要な視点場からの眺望範囲にアクセントカラーを用いないよう努める。やむを得ず、アクセントカラーを用いる場合は、シンプルにまとめるものとする。	
道路	景観上主要な道路からの見通し景観を意識して、沿道のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫する。	
夜間景観	照明演出を行う場合は、工作物の美しさや魅力を高めるものとし、周辺のまちなみの風景の一部となることを考慮して表現内容や表現方法を工夫する。また、周辺環境に配慮した輝度とする。	夜間ガイドライン VI-18
	光のまちづくり推進委員会での取り組みを踏まえ、橋梁等の良好なライトアップに努める。	夜間ガイドライン VI-15.23
	周辺に近代建築物など歴史的な景観資源やエリアを象徴する建築物等がある場合は、それと調和するよう配光や色温度に配慮する。	夜間ガイドライン VI-18.23
	景観上主要な道路からの眺めに配慮し、効果的な工作物へのライトアップにより周辺の歴史的景観資源への視線や動線を誘導する工夫を行うなど、夜間景観の演出に努める。	夜間ガイドライン VI-18

	河 川	主要な視点場からの眺めに配慮し、大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する工作物は、水面への映りこみに配慮した照明などにより、都市の魅力を高める水辺の夜間景観の形成に努める。	夜間ガイド ライン VI-32
--	-----	---	--------------------------------

(留意事項)

- ・ 本市が都市景観委員会の意見を受けて、良好な景観形成を図ることができる建築物等であると認めた場合は、この基準外とすることができる。
- ・ 他の重点届出区域と重複する敷地については、双方の基準を満たすものとする。

土佐堀通地区

【景観形成方針】

土佐堀通地区全体にかかる方針	
水辺の気配とビジネス街としての落ち着きを感じさせる街路景観の形成	古くからのビジネス街として形成されてきたまちなみ景観の整備・充実を図り、大阪を代表する優れた水辺景観と調和した落ち着きのあるまちなみとしていく。
	まちなみにまとまりが生まれるよう、小規模な敷地又は建築物は共同化に努め、建築物の高さは道路幅とのプロポーションを配慮して計画する。
	まちなみの連続感、統一感を造り出すとともに、屋外広告物については、地区の良好なまちなみの形成に資するものとし、建築物と屋外広告物とが調和した、秩序が感じられるまとまりあるまちなみを形成する。
	近代建築物など周辺に歴史的景観資源が残されている場合は、これらの保全、活用を図るとともに、これら資源との調和に配慮した景観を形成する。
	建築物の低層部や敷地は、街路空間と建築物の親密感や一体感が醸成されるような、クオリティが高く個性豊かなデザインにより、人々が歩いて楽しめる、都心らしい魅力を感じさせるまちなみを形成する。
	建築物の中高層部（原則地上3階以上）については、水辺景観と調和した落ち着きのある外観とする。
	水辺への見通し確保や建築物の壁面を後退させることにより、快適な歩行者空間を創出する。
	修景上ポイントとなる建築物や公園、河川、橋梁などの景観要素をいかし、これと調和させる。
	駐車・駐輪施設については、適切な規模を配置するとともに、出入口については当該街路側を避けて集約化するなど、周辺の交通状況や市街地環境等に配慮した計画とする。
	建築物の外壁の仕上材、共同住宅のバルコニーの形態、サービスヤードの配置並びに高架水槽、設備配管、屋外広告物、工作物等について周辺と調和するよう配慮した計画とする。
緑豊かなうるおいある街路景観の形成	
身近な緑や街路樹と調和させるとともに、互いの敷地どうしで補完しあうことで、より豊かな緑が感じられるまちなみを創出する。	
都市のイメージを高める眺望景観の形成	
地域の特徴的な景観資源や景観特性をいかし、見渡す眺め、見通す眺め、ランドマークへの眺めの創出に努める。	
地域の特性に応じた夜間景観の形成	
夜間照明においては、歴史的景観資源の周辺ではそれらとの調和、商業地では活気・にぎわいと秩序との共存など、それぞれの場所の特性に応じた夜間景観の形成に努める。	
橋梁等の公共施設については、光のまちづくり推進委員会の取り組みを踏まえ、魅力とにぎわいに満ちた夜間照明の創出に努める。	
都市のイメージを高める夜間景観の形成	
地域の特徴的な景観資源や景観特性をいかし、俯瞰するあかり、水辺のあかり、境界のあかり、個のあかりの創出に努める。	
新たな照明技術を取り入れながら、周囲の環境に配慮しつつ人目をひき存在感を際立たせるようなファサード照明により、都市の顔となるような夜間景観の創出に努める。	
上記方針に付加する景観配慮ゾーンの方針	
都心中央部	○まちなみ力の創造
	人々が快適に活動できる広い歩行者空間の確保、ゆったりと和める緑の創出及び人々が立ち寄り、交流できる沿道建築物の工夫などを進め、都心らしいまちなみ力を創造する。
	○「大通り（広幅員道路）」のまちなみ形成
	大規模な建築物が連なり、歩道や街路樹が整備され、多くの人々が行き交う、見通しのよい空間である「大通り」の特性をよりいかして、国際都市・大阪の都心にふさわしい質の高い、風格のあるまちなみを形成する。
上町台地	○「地区道路（中小幅員道路）」のまちなみ形成
	まちの成り立ちを感じさせる建築物などの歴史的景観資源が随所に見られ、地域の人々が日常接する身近な空間である「地区道路」の特性をよりいかして、歴史性や文化性などのまとまりの感じられるまちなみを形成する。
	○坂・歴史・緑が連なるエリアの特性をいかした景観の形成
	周辺に寺社や旧街道筋沿いのまちなみなど、古代からの歴史が蓄積された歴史的景観資源が残されている場合は、できるだけこれらの保全、活用を図るとともに、これら資源との調和に配慮し、落ち着いた、深みのあるまちなみを形成する。
	地域に残された緑はできるだけ保全し、また見せ方を工夫するとともに緑との調和に配慮したまちなみ景観を形成する。

河川	○水辺に映える景観の形成	
	対岸、橋上及び水上からの見え方に配慮し、水辺側に建築物のファサードを向ける、屋外広告物を地区の良好なまちなみの形成に資するものとするなど、河川に沿ったまちなみ景観を形成する。	
	土佐堀川沿川・大川沿川・中之島等（堂島川沿川）	「水辺をいかしたまちなみ」の形成 御堂筋以西：周辺の建築物などとの調和に配慮し、建築物や構造物のデザインの工夫や敷地の緑化に努め、水・緑豊かな、風格とゆとりのあるまちなみを形成する。 御堂筋以东：水辺に面した建築物や構造物のデザインの工夫に努めることにより、水・緑や歴史的建築物や構造物などと調和した、まとまりのある川沿いのまちなみを形成し、水の都大阪の歴史や伝統を受け継ぐ風格ある都市景観を形成する。
		水辺の魅力を高める眺望景観の形成 高所からの俯瞰、沿川を見通す、対岸を広範囲に見渡す、島らしい印象的な眺めに配慮し、形態意匠の工夫や色彩の配慮などにより、水辺の印象的な顔づくりを行う。
	大川・安治川沿川	水辺の魅力を高める夜間景観の形成 高所からの俯瞰、水際で水辺に映えるまちなみ、ランドマークの演出など、夜間における水辺の印象的な顔づくりに努める。
道路	○歩いて楽しいにぎわいを感じるまちなみ景観の形成	
	見通しのよい空間である特性をいかし、建築物の連続性や前面道路と建築物との調和に配慮したまちなみを形成するとともに、通りと建築物の関係が親密で歩いて楽しいにぎわいのあるまちなみ景観を形成する。	
	道路からの見え方に配慮し、屋外広告物を地区の良好なまちなみの形成に資するものとし、建築物と屋外広告物とが調和した、沿道のまちなみ景観を形成する。	
	○通りに沿った見通し景観の形成 見通しのよい空間である特性をいかし、建築物の連続性や前面道路と建築物との調和に配慮した眺望景観を形成する。	

【景観形成基準】

共通事項（建築物・工作物）					
良好な都市景観の形成に向けて、敷地周辺の景観の状況を把握し、地域の歴史やまちの成り立ちを考慮したうえで、景観形成方針を踏まえ、建築物等の配置、規模、形態意匠及び外構などについて周辺のまちなみと調和のとれたものとなるよう努める。			例示 i-129		
建築物の建築等					
配置	なにわ筋～四つ橋筋	四つ橋筋～谷町筋		解説 i-82	
		北側	南側		
	1 階の外壁（原則として柱及び建築物に附属する塀を含む）は当該街路から（隅切部分は、同一街区における隅切を除いた当該街路を延長した線から）2 m以上後退するか、又は、これに相当する面積のオープンスペース（ピロティを含む）を当該街路沿いに設ける。なおその部分は緑化に努める。	大川・中之島への見通しが得られるよう計画などに工夫する。 ただし、これにより難しい場合は、1 階の外壁（原則として柱及び建築物に附属する塀を含む）は当該街路から（隅切部分は、同一街区における隅切を除いた当該街路を延長した線から）1.5 m以上後退し、その部分は歩行者空間とする。	1 階の外壁（原則として柱及び建築物に附属する塀を含む）は当該街路から（隅切部分は、同一街区における隅切を除いた当該街路を延長した線から）1.5 m以上後退し、その部分は歩行者空間とする。		
	ただし、敷地規模や敷地形状により上記により難しいものは、緩和することができる。上記により設けた歩行者空間は、歩行上支障のない範囲で、一部を緑地とすることができる。また公共歩道や隣接敷地内の歩行者空間との間に段差を設けないよう努める。				
	敷地内の空地は、歩行者空間の確保や緑化に努め、周辺景観や建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。		例示 i-129		
	上町台地	接道部に空地を設け、緑化に努める。			解説 i-88
	河 川	主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する建築物は、周囲との連続性に配慮した建物配置に努める。			解説 i-109
	道 路	建築物の連続性による見通し景観に配慮するとともに、接道部に空地を設け、快適な歩行者空間の確保又は緑化に努める。			解説 i-88
1 階部の形態	通りとの親密性を意識した低層部のデザインやショーウィンドーの設置などにより、まちのにぎわいを生み出すよう工夫する。			例示 i-129	
	シャッターを設置する場合は原則としてグリルシャッターとする。			解説 i-89	

	車の出入口は、原則として当該街路に面して設けない。		解説 i-89
	1 階部は土佐堀通から大川・中之島への見通しを確保するよう工夫する。		例示 i-129 解説 i-89
	河 川	中之島等の敷地では、新たな視点場として水辺側にテラスを設置するなど、にぎわいを生み出すよう工夫する。	解説 i-109
高さ	敷地前面の当該街路幅員を2で除して得た値以上となるよう努めるものとする。		解説 i-90
建築物の間口幅及び建築面積	建築物の間口幅は10m以上、建築面積は200㎡以上となるよう努めるものとする。		解説 i-91
外壁	外壁は、建築物単体のバランスだけでなく、周辺景観と調和するよう、特に周辺に歴史的景観資源がある場合は形態意匠を工夫する。		例示 i-129
	建築物の正面だけでなく、当該街路や隣接する公園等の公共空間から見える、建築物の側面や背面の形態意匠も工夫する。		例示 i-129 解説 i-91
	大規模な壁面は、圧迫感のある単調なものとならないよう、壁面の分節化など形態意匠を工夫する。		例示 i-129 解説 i-92
	建築物が主要道路の交差点、屈曲部及び突き当たり等、多くの人の視線を集めやすい場所に位置する場合は、まちなみのアクセントとなるよう景観上の工夫をする。		解説 i-92
	低層部と中高層部の形態意匠・仕上げを分節するよう景観上の工夫をする。		例示 i-129 解説 i-92
	河 川	対岸、橋上及び水上からの見え方を意識して、開口部やバルコニーなどを設けた表情のある形態意匠となるよう工夫する。	例示 i-129 解説 i-93
		大川や土佐堀川など舟運ルートが整備されている河川沿川の敷地では、沿川のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫するとともに、植栽などについても水辺と調和のとれたデザインとなるよう努める。	例示 i-129
		主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する建築物の部分は、建築物のファサードを水辺側に向けるなど魅力ある形態意匠となるよう工夫する。	解説 i-110
道路	道 路	主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する建築物の外壁は、歴史的景観資源を象徴的に望めるよう、資源との関係を意識したデザインとするなど、形態意匠を工夫する。	解説 i-111
		景観上主要な道路からの見通し景観を意識して、沿道のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫する。	例示 i-129
バルコニー等	建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。		-
	手摺に透明ガラスを使用しないなど、道路や公園等の公共空間から洗濯物や室外機等が見えないよう工夫する。		解説 i-93
材料	外壁などの材料は、汚れが目立ちにくいもの、維持管理が容易なもの又は経年により景観をそこなうことのないものとするよう努める。		解説 i-93
	外壁や屋根などの材料は、太陽光を著しく反射する恐れのあるものを使用しないよう努める。		解説 i-93
色彩	周辺のまちなみや水辺景観、建築物全体の形態意匠と調和のとれた、落ち着いた色彩とする。		例示 i-129 解説 i-95
	周囲から突出した、圧迫感が強い高彩度の色彩は避ける。		解説 i-95
	色彩は彩度6以下（日本工業規格 Z8721 に定める彩度）とする。（ただし石材・木材等の素材感のある自然材料は除く。）		解説 i-95
	彩度6を超える色彩を用いる場合は、アクセントカラーとして効果的に使用し、各面の見付面積の5分の1未満とする。ただし、別に定めがある場合は、これによるものとする。		解説 i-82
	外壁に直接貼付又は描写された模様や文字（広告物を含む）は、アクセントとして効果的に使用し、アクセントカラーとして面積に含む。		-
	アクセントカラーを中高層部で用いる場合は、少ない面積でシンプルにまとめるよう努める。		解説 i-97
	河 川	主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する建築物の部分は、主要な視点場からの眺望範囲にアクセントカラーを用いないよう努める。やむを得ず、アクセントカラーを用いる場合は、建物低層部にシンプルにまとめるものとする。	解説 i-112
屋外階段	当該街路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、修景措置を行うなどにより、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。		解説 i-99
建築設備	配管設備などは、道路や公園等の公共空間に面する外壁に露出させないよう工夫する。やむを得ず露出する場合は、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。		解説 i-99
	高架水槽、冷却塔設備及びその他屋外設備機器を屋上に設置する場合は、当該街路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場		解説 i-99

	合は、ルーバー等により目隠しをするなど修景を工夫する。	
	テレビアンテナ等は、当該街路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。また色彩は建築物等との調和を図る。	解説 i-99
付属施設	駐車場（サービスヤード、機械駐車設備を含む）、駐輪場及びごみ置き場等は、周辺景観や敷地内の建築物等と調和した形態意匠とするとともに、当該街路から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、目隠しや緑化などにより修景を行う。	解説 i-99
植栽	植栽は、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、樹種も考慮して適切に配置する。	解説 i-99
	上町台地 地域に残された緑と調和するよう緑化に努める。	解説 i-99
	河 川 主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地では、周辺景観に配慮し、水辺の潤いやゆとりある緑化に努める。また、歴史的景観資源への眺望に配慮し、魅力的な水辺の見晴らし、見通し景観となるよう配置計画の工夫等に努める。	解説 i-114
塀・柵	当該街路に面して、原則、塀又は柵を設置しない。やむを得ず設置する場合は、開放的で透過性の高い構造とするなど、周辺景観や敷地内の建築物等と調和した形態意匠とする。	解説 i-99
夜間景観	照明演出を行う場合は、建物のファサードの美しさや魅力を高めるものとし、周辺のまちなみの風景の一部となることを考慮して表現内容や表現方法を工夫する。また、周辺環境に配慮した輝度とする。	夜間ガイドライン VI-18
	夜間照明を当該街路に面して行う場合は、周辺景観やエリアのイメージと調和するよう夜間景観の形成に努める。	夜間ガイドライン VI-18.21
	公園や広場などのパブリックスペースに隣接する敷地では、夜間照明は周辺の安全・安心に寄与するよう努める。	夜間ガイドライン VI-20
	都心中央部 周辺に近代建築物など歴史的な景観資源やエリアを象徴する建築物等がある場合は、それと調和するよう配光や色温度に配慮する。	夜間ガイドライン VI-18.23
		夜間ガイドライン VI-18
	河 川 主要な視点場からの眺めに配慮し、大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する建築物は、水面への映りこみに配慮した照明などにより、都市の魅力を高める水辺の夜間景観の形成に努める。	夜間ガイドライン VI-32
工作物の建設等		
配置等	敷地際に空地を設け、周辺への圧迫感や威圧感の軽減に努める。	解説 i-101
	当該街路や隣接する公園等の公共空間からの見え方に十分配慮し、工作物に付属する駐車場等がある場合は、その周囲及び出入口等の緑化に努める。	解説 i-101
外観	工作物単体のバランスだけでなく、周辺景観と調和するよう、形態意匠を工夫する。	-
	工作物の正面だけでなく、当該街路や隣接する公園等の公共空間から見える、工作物の側面や背面の形態意匠も工夫する。	解説 i-101
	大規模な面は、圧迫感のある単調なものとならないよう、形態意匠を工夫する。	解説 i-101
	周辺のまちなみや工作物全体の形態意匠と調和のとれた色彩とする。	-
	工作物と一体となった広告物やサインは、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、形態意匠や設置位置を工夫する。	-
	材料は、汚れが目立ちにくいもの、維持管理が容易なもの又は経年により景観をそこなうことのないものとするよう努める。	解説 i-101
	河 川 対岸、橋上及び水上からの見え方を意識した形態意匠となるよう工夫する。	解説 i-101
		-
		-
		解説 i-112
	道 路 景観上主要な道路からの見通し景観を意識して、沿道のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫する。	-
夜間景観	照明演出を行う場合は、工作物の美しさや魅力を高めるものとし、周辺のまちなみの風景の一部となることを考慮して表現内容や表現方法を工夫する。また、周辺環境に配慮した輝度とする。	夜間ガイドライン VI-18

	光のまちづくり推進委員会での取り組みを踏まえ、橋梁等の良好なライトアップに努める。		夜間ガイドライン VI-15,23
	周辺に近代建築物など歴史的な景観資源やエリアを象徴する建築物等がある場合は、それと調和するよう配光や色温度に配慮する。		夜間ガイドライン VI-18,23
	景観上主要な道路からの眺めに配慮し、効果的な工作物へのライトアップにより周辺の歴史的景観資源への視線や動線を誘導する工夫を行うなど、夜間景観の演出に努める。		夜間ガイドライン VI-18
	河川	主要な視点場からの眺めに配慮し、大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する工作物は、水面への映りこみに配慮した照明などにより、都市の魅力を高める水辺の夜間景観の形成に努める。	夜間ガイドライン VI-32

(留意事項)

- ・本市が都市景観委員会の意見を受けて、良好な景観形成を図ることができる建築物等であると認めた場合は、この基準外とすることができる。
- ・他の重点届出区域と重複する敷地については、双方の基準を満たすものとする。

国道2号地区

【景観形成方針】

国道2号地区全体にかかる方針	
にぎわいがにじみ出す大都市を貫く大通りの街路景観の形成	
キタのターミナルに接続する地区として、多くの人々を惹きつける開放感とにぎわいのあるまちなみとしていく。	
まちなみにまとまりが生まれるよう、小規模な敷地又は建築物は共同化に努める。	
まちなみの連続感、統一感を造り出すとともに、屋外広告物については、地区の良好なまちなみの形成に資するものとし、建築物と屋外広告物とが調和した、秩序が感じられるまとまりあるまちなみを形成する。	
近代建築物など周辺に歴史的景観資源が残されている場合は、これらの保全、活用を図るとともに、これら資源との調和に配慮した景観を形成する。	
建築物の低層部や敷地は、街路空間と建築物の親密感や一体感が醸成されるような、クオリティが高く個性豊かなデザインにより、人々が歩いて楽しめる、都心らしい魅力を感じさせるまちなみを形成する。	
建築物の中高層部（原則地上3階以上）については、明度の高い外観とする。	
敷地際における歩行者空間や緑地の創出、それらの連続化など、人々が歩いて楽しめる都心らしいまちの魅力を感じさせる景観を形成する。	
修景上ポイントとなる建築物や公園などの景観要素をいかし、これと調和させる。	
駐車・駐輪施設については、適切な規模を配置するとともに、出入り口については当該街路側を避けて集約化するなど、周辺の交通状況や市街地環境等に配慮した計画とする。	
建築物の外壁の仕上材、共同住宅のバルコニーの形態、サービスヤードの配置並びに高架水槽、設備配管、屋外広告物、工作物等について周辺と調和するよう配慮した計画とする。	
緑豊かなうるおいある街路景観の形成	
身近な緑や街路樹と調和させるとともに、互いの敷地どうしで補完しあうことで、より豊かな緑が感じられるまちなみを創出する。	
地域の特性に応じた夜間景観の形成	
夜間照明においては、歴史的景観資源の周辺ではそれらとの調和、商業地では活気・にぎわいと秩序との共存など、それぞれの場所の特性に応じた夜間景観の形成に努める。	
上記方針に付加する景観配慮ゾーンの方針	
道 路	〇歩いて楽しいにぎわいを感じるまちなみ景観の形成
	見通しのよい空間である特性をいかし、建築物の連続性や前面道路と建築物との調和に配慮したまちなみを形成するとともに、通りと建築物の関係が親密で歩いて楽しいにぎわいのあるまちなみ景観を形成する。
	道路からの見え方に配慮し、屋外広告物を地区の良好なまちなみの形成に資するものとし、建築物と屋外広告物とが調和した、沿道のまちなみ景観を形成する。

【景観形成基準】

共通事項（建築物・工作物）		
良好な都市景観の形成に向けて、敷地周辺の景観の状況を把握し、地域の歴史やまちの成り立ちを考慮したうえで、景観形成方針を踏まえ、建築物等の配置、規模、形態意匠及び外構などについて周辺のまちなみと調和のとれたものとなるよう努める。		例示 i-130
建築物の建築等		
配置	当該街路沿いに空地を設け、その部分は歩行者空間とするか緑化に努める。 上記により設けた歩行者空間は、公共歩道や隣接敷地内の歩行者空間との間に段差を設けないよう努める。	解説 i-83
	敷地内の空地は、歩行者空間の確保や緑化に努め、周辺景観や建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。	例示 i-130
	道 路 建築物の連続性に配慮するとともに、接道部に空地を設け、快適な歩行者空間の確保又は緑化に努める。	解説 i-88
1階部の形態	通りとの親密性を意識した低層部のデザインやショーウィンドーの設置などにより、まちのにぎわいを生み出すよう工夫する。	例示 i-130
	シャッターを設置する場合は原則としてグリルシャッターとする。	解説 i-89
	車の出入口は、原則として当該街路に面して設けない。	解説 i-89
建築物の間口幅及び建築面積	建築物の間口幅は10m以上、建築面積は200㎡以上となるよう努めるものとする。	解説 i-91
外壁	外壁は、建築物単体のバランスだけでなく、周辺景観と調和するよう、特に周辺に歴	例示 i-130

	史的景観資源がある場合は形態意匠を工夫する。	
外壁	建築物の正面だけでなく、当該街路や隣接する公園等の公共空間から見える、建築物の側面や背面の形態意匠も工夫する。	解説 i-91
	大規模な壁面は、圧迫感のある単調なものとならないよう、壁面の分節化など形態意匠を工夫する。	例示 i-130 解説 i-91
	建築物が主要道路の交差点・屈曲部及び突き当たり等、多くの人の視線を集めやすい場所に位置する場合は、まちなみのアクセントとなるよう景観上の工夫をする。	解説 i-92
	低層部と中高層部の形態意匠・仕上げを分節するよう景観上の工夫をする。	例示 i-130 解説 i-92
	道 路 景観上主要な道路からの見え方を意識して、沿道のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫する。	例示 i-130
バルコニー等	建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。	-
	手摺に透明ガラスを使用しないなど、道路や公園等の公共空間から洗濯物や室外機等が見えないよう工夫する。	解説 i-93
材料	外壁などの材料は、汚れが目立ちにくいもの、維持管理が容易なもの又は経年により景観をそこなうことのないものとするよう努める。	解説 i-94
	外壁や屋根などの材料は、太陽光を著しく反射する恐れのあるものを使用しないよう努める。	解説 i-94
色彩	周辺のまちなみや建築物全体の形態意匠と調和のとれた明度の高い色彩とする。	例示 i-130
	周囲から突出した、圧迫感が強い高彩度の色彩は避ける。	解説 i-95
	色彩は彩度 6 以下（日本工業規格 Z8721 に定める彩度）とする。（ただし石材・木材等の素材感のある自然材料は除く。）	解説 i-95
	彩度 6 を超える色彩を用いる場合は、アクセントカラーとして効果的に使用し、各面の見付面積の 5 分の 1 未満とする。	解説 i-82
	アクセントカラーを中高層部で用いる場合は、少ない面積でシンプルにまとめるよう努める。	解説 i-97
屋外階段	当該街路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、修景措置を行うなどにより、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。	解説 i-99
建築設備	配管設備などは、道路や公園等の公共空間に面する外壁に露出させないよう工夫する。やむを得ず露出する場合は、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。	解説 i-99
	高架水槽、冷却塔設備及びその他屋外設備機器を屋上に設置する場合は、当該街路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、ルーバー等により目隠しをするなど修景を工夫する。	解説 i-99
	テレビアンテナ等は、当該街路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。また色彩は建築物等との調和を図る。	解説 i-99
付属施設	駐車場（サービスヤード、機械駐車設備を含む）、駐輪場及びごみ置き場等は、周辺景観や敷地内の建築物等と調和した形態意匠とするとともに、当該街路から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、目隠しや緑化などにより修景を行う。	解説 i-99
植栽	植栽は、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、樹種も考慮して適切に配置する。	例示 i-130 解説 i-99
塀・柵	当該街路に面して、原則、塀又は柵を設置しない。やむを得ず設置する場合は、開放的で透過性の高い構造とするなど、周辺景観や敷地内の建築物等と調和した形態意匠とする。	解説 i-99
夜間景観	照明演出を行う場合は、建物のファサードの美しさや魅力を高めるものとし、周辺のまちなみの風景の一部となることを考慮して表現内容や表現方法を工夫する。また、周辺環境に配慮した輝度とする。	夜間ガイドライン VI-18
	夜間照明を当該街路に面して行う場合は、周辺景観やエリアのイメージと調和するよう夜間景観の形成に努める。	夜間ガイドライン VI-18,21
	公園や広場などのパブリックスペースに隣接する敷地では、夜間照明は周辺の安全・安心に寄与するよう努める。	夜間ガイドライン VI-20
	周辺に近代建築物など歴史的な景観資源やエリアを象徴する建築物等がある場合は、それと調和するよう配光や色温度に配慮する。	夜間ガイドライン VI-18,23
工作物の建設等		
配置等	敷地際に空地を設け、周辺への圧迫感や威圧感の軽減に努める。	解説 i-101
	当該街路や隣接する公園等の公共空間からの見え方に十分配慮し、工作物に付属する駐車場等がある場合は、その周囲及び出入口等の緑化に努める。	解説 i-101
外観	工作物単体のバランスだけでなく、周辺景観と調和するよう、形態意匠を工夫する。	-
	工作物の正面だけでなく、当該街路や隣接する公園等の公共空間から見える、工作物の側面や背面の形態意匠も工夫する。	解説 i-101
	大規模な面は、圧迫感のある単調なものとならないよう、形態意匠を工夫する。	解説 i-101
	周辺のまちなみや工作物全体の形態意匠と調和のとれた色彩とする。	-
	工作物と一体となった広告物やサインは、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、形態意匠や設置位置を工夫する。	-

	材料は、汚れが目立ちにくいもの、維持管理が容易なもの又は経年により景観をそこなうことのないものとするよう努める。		解説i-101
	道 路	景観上主要な道路からの見え方を意識して、沿道のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫する。	-
夜間景観	照明演出を行う場合は、工作物の美しさや魅力を高めるものとし、周辺のまちなみの風景の一部となることを考慮して表現内容や表現方法を工夫する。また、周辺環境に配慮した輝度とする。		夜間ガイドライン VI-18
	周辺に近代建築物など歴史的な景観資源やエリアを象徴する建築物等がある場合は、それと調和するよう配光や色温度に配慮する。		夜間ガイドライン VI-18,23

(留意事項)

- ・本市が都市景観委員会の意見を受けて、良好な景観形成を図ることができる建築物等であると認めた場合は、この基準外とすることができる。
- ・他の重点届出区域と重複する敷地については、双方の基準を満たすものとする。

中之島地区

【景観形成方針】

中之島地区全体にかかる方針	
水都大阪のシンボルにふさわしいというおいと風格を感じさせる都市景観の形成	
中之島西部（御堂筋以西）では、水辺に囲まれた地域特性や周辺の建築物などとの調和に配慮し、建築物や構造物のデザインの工夫や敷地の緑化に努め、国際的な業務・文化・学術・交流の拠点にふさわしい、水・緑豊かな、風格とゆとりのあるまちなみを形成する。	
中之島東部（御堂筋以東）では、水辺に面した建築物や構造物のデザインの工夫に努めることにより、水・緑や歴史的建築物・構造物などと調和した、まとまりのある川沿いのまちなみを形成し、水の都大阪の歴史や伝統を受け継ぐ、風格ある都市景観を形成する。	
歴史的空間である東部と新しい都市活動の空間である西部をつなぐ、ゆったりと散策・回遊できる緑道や遊歩道の整備に努め、歴史や伝統と新しい都市の魅力にあふれた、水の都大阪のシンボルにふさわしい都市景観を形成する。	
まちなみにまとまりが生まれるよう、小規模な敷地又は建築物は共同化に努める。	
まちなみの連続感、統一感を造り出すとともに、屋外広告物については、地区の良好なまちなみの形成に資するものとし、建築物と屋外広告物とが調和した、秩序が感じられるまとまりあるまちなみを形成する。	
近代建築物など周辺に歴史的景観資源が残されている場合は、これらの保全、活用を図るとともに、これら資源との調和に配慮した景観を形成する。	
建築物の低層部や敷地は、水辺の立地特性や周辺との調和に配慮したデザインなどを行い、水辺のまちの魅力を高めるまちなみを形成する。	
建築物の中高層部（原則地上3階以上）については、水辺景観と調和した落ちつきのある質の高い外観とする。	
建築物の壁面を後退させることにより、緑豊かな歩行者空間を創出する。	
修景上ポイントとなる建築物や公園、河川、橋梁などの景観要素をいかし、これと調和させる。	
駐車・駐輪施設については、適切な規模を配置するとともに、出入口については集約化するなど、周辺の交通状況や市街地環境等に配慮した計画とする。	
建築物の外壁の仕上材、共同住宅のバルコニーの形態、サービスヤードの配置並びに高架水槽、設備配管、屋外広告物、工作物等について周辺と調和するよう配慮した計画とする。	
緑豊かなうおいある市街地景観の形成	
身近な緑や街路樹と調和させるとともに、互いの敷地どうしで補完しあうことで、より豊かな緑が感じられるまちなみを創出する。	
都市のイメージを高める眺望景観の形成	
地域の特徴的な景観資源や景観特性をいかし、見渡す眺め、見通す眺め、ランドマークへの眺めの創出に努める。	
地域の特性に応じた夜間景観の形成	
夜間照明においては、歴史的景観資源の周辺ではそれらとの調和、商業地では活気・にぎわいと秩序との共存など、それぞれの場所の特性に応じた夜間景観の形成に努める。	
護岸や橋梁等の公共施設については、光のまちづくり推進委員会の取り組みを踏まえ、魅力とにぎわいに満ちた夜間照明の創出に努める。	
都市のイメージを高める夜間景観の形成	
地域の特徴的な景観資源や景観特性をいかし、俯瞰するあかり、水辺のあかり、境界のあかり、個のあかりの創出に努める。	
新たな照明技術を取り入れながら、周囲の環境に配慮しつつ人目をひき存在感を際立たせるようなファサード照明により、都市の顔となるような夜間景観の創出に努める。	
上記方針に付加する景観配慮ゾーンの方針	
河川	〇水辺に映える景観の形成
	対岸、橋上及び水上からの見え方に配慮し、水辺側に建築物のファサードを向ける、屋外広告物を地区の良好なまちなみの形成に資するものとするなど、河川に沿ったまちなみ景観を形成する。
	水辺の魅力を高める眺望景観の形成
	高所からの俯瞰、沿川を見通す、対岸を広範囲に見渡す、島らしい印象的な眺めに配慮し、形態意匠の工夫や色彩の配慮などにより、水辺の印象的な顔づくりを行う。
中之島等（堂島川沿川・大川沿川・土佐堀川沿川・大川～安治川沿川）	水辺の魅力を高める夜間景観の形成
	高所からの俯瞰、水際で水辺に映えるまちなみ、ランドマークの演出など、夜間における水辺の印象的な顔づくりに努める。

道 路	○歩いて楽しいにぎわいを感じるまちなみ景観の形成	
	見通しのよい空間である特性をいかし、建築物の連続性や前面道路と建築物との調和に配慮したまちなみを形成するとともに、通りと建築物の関係が親密で歩いて楽しいにぎわいのあるまちなみ景観を形成する。	
	道路からの見え方に配慮し、屋外広告物を地区の良好なまちなみの形成に資するものとし、建築物と屋外広告物とが調和した、沿道のまちなみ景観を形成する。	
	○通りに沿った見通し景観の形成	
	見通しのよい空間である特性をいかし、建築物の連続性や前面道路と建築物との調和に配慮した眺望景観を形成する。	

【景観形成基準】

共通事項（建築物・工作物）			
良好な都市景観の形成に向けて、敷地周辺の景観の状況を把握し、地域の歴史やまちの成り立ちを考慮したうえで、景観形成方針を踏まえ、建築物等の配置、規模、形態意匠及び外構などについて周辺のまちなみと調和のとれたものとなるよう努める。			例示 i-131
建築物の建築等			
配置	外壁（建築物に附属する塀を含む）は道路からできるだけ（中之島通に面する敷地の外壁については、当該街路から（隅切部分は、同一街区内における隅切を除いた当該街路を延長した線から）2 m以上）後退し、その部分は歩行者空間とする。なおその部分は緑化に努める。ただし、敷地規模や敷地形状により上記により難しいものは、緩和することができる。 上記により設けた歩行者空間は、歩行上支障のない範囲で、一部を緑地とすることができる。また公共歩道や隣接敷地内の歩行者空間との間に段差を設けないよう努める。 敷地内の空地は、歩行者空間の確保や緑化に努め、周辺景観や建築物全体と調和するよう形態意匠を工夫する。		解説 i-82
			例示 i-131
	河 川	主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する建築物は、周囲との連続性に配慮した建物配置に努める。	解説 i-109
	道 路	建築物の連続性による見通し景観に配慮するとともに、接道部に空地を設け、快適な歩行者空間の確保又は緑化に努める。	解説 i-88
1 階部の形態	通りとの親密性を意識した低層部のデザインやショーウィンドーの設置などにより、まちのにぎわいを生み出すよう工夫する。		例示 i-131
	シャッターを設置する場合は原則としてグリルシャッターとする。		解説 i-89
	河 川	中之島等の敷地では、新たな視点場として水辺側にテラスを設置するなど、にぎわいを生み出すよう工夫する。	解説 i-109
外壁	外壁は、建築物単体のバランスだけでなく、周辺景観と調和するよう、特に周辺に歴史的景観資源がある場合は形態意匠を工夫する。		解説 i-89
	建築物の正面だけでなく、主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見える、建築物の側面や背面の形態意匠も工夫する。		例示 i-131 解説 i-91
	大規模な壁面は、圧迫感のある単調なものとならないよう、壁面の分節化など形態意匠を工夫する。		例示 i-131 解説 i-92
	建築物が主要道路の交差点、屈曲部及び突き当たり等、多くの人の視線を集めやすい場所に位置する場合は、まちなみのアクセントとなるよう景観上の工夫をする。		例示 i-131 解説 i-91
	低層部と中高層部の形態意匠・仕上げを分節するよう景観上の工夫をする。		例示 i-131 解説 i-92
	河 川	対岸、橋上及び水上からの見え方を意識して、開口部やバルコニーなどを設けた表情のある形態意匠となるよう工夫する。	例示 i-131 解説 i-93
		堂島川や土佐堀川など舟運ルートが整備されている河川沿川の敷地では、沿川のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫するとともに、植栽などについても水辺と調和のとれたデザインとなるよう努める。	例示 i-131
		主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する建築物の部分は、建築物のファサードを水辺側に向けるなど魅力ある形態意匠となるよう工夫する。	解説 i-110
		主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する建築物の外壁は、歴史的景観資源を象徴的に望めるよう、資源との関係を意識したデザインとするなど、形態意匠を工夫する。	解説 i-111
	道 路	景観上主要な道路からの見通し景観を意識して、沿道のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫する。	-

バルコニー等	建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。		-
	手摺に透明ガラスを使用しないなど、道路や公園等の公共空間から洗濯物や室外機等が見えないよう工夫する。		解説 i-93
材料	外壁などの材料は、汚れが目立ちにくいもの、維持管理が容易なもの又は経年により景観をそこなうことのないものとするよう努める。		解説 i-94
	外壁や屋根などの材料は、太陽光を著しく反射する恐れのあるものを使用しないよう努める。		
色彩	周辺のまちなみや水辺景観、建築物全体の形態意匠と調和のとれた、落ちついた色彩とする。		例示 i-131 解説 i-95
	周囲から突出した、圧迫感が強い高彩度の色彩は避ける。		解説 i-95
	色彩は彩度 6 以下（日本工業規格 Z8721 に定める彩度）とする。（ただし石材・木材等の素材感のある自然材料は除く。）		解説 i-95
	彩度 6 を超える色彩を用いる場合は、アクセントカラーとして効果的に使用し、各面の見付面積の 5 分の 1 未満とする。ただし、別に定めがある場合はこれによるものとする。		解説 i-82
	外壁に直接貼付又は描写された模様や文字（広告物を含む）は、アクセントとして効果的に使用し、アクセントカラーとして面積に含む。		-
	アクセントカラーを中高層部で用いる場合は、少ない面積でシンプルにまとめるよう努める。		解説 i-97
	河 川	主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する建築物の部分は、主要な視点場からの眺望範囲にアクセントカラーを用いないよう努める。やむを得ず、アクセントカラーを用いる場合は、建物低層部にシンプルにまとめるものとする。	
屋外階段	主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、修景措置を行うなどにより、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。		解説 i-99
建築設備	配管設備などは、道路や公園等の公共空間に面する外壁に露出させないよう工夫する。やむを得ず露出する場合は、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。		解説 i-99
	高架水槽、冷却塔設備及びその他屋外設備機器を屋上に設置する場合は、主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、ルーバー等により目隠しをするなど修景を工夫する。		解説 i-99
	テレビアンテナ等は、主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。また色彩は建築物等との調和を図る。		解説 i-99
付属施設	駐車場（サービスヤード、機械駐車設備を含む）、駐輪場及びごみ置き場等は、周辺景観や敷地内の建築物等と調和した形態意匠とするとともに、主たる道路から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、目隠しや緑化などにより修景を行う。		解説 i-99
	御堂筋から見える位置に自動販売機を設置しない。		-
植栽	植栽は、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、樹種も考慮して高木・中木・低木を適切に配置する。		例示 i-131 解説 i-99
	河 川	主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地では、周辺景観に配慮し、水辺の潤いやゆとりある緑化に努める。また、歴史的景観資源への眺望に配慮し、魅力的な水辺の見晴らし、見通し景観となるよう配置計画の工夫等に努める。	
塀・柵	主たる道路に面して、原則、塀又は柵を設置しない。やむを得ず設置する場合は、開放的で透過性の高い構造とするなど、周辺景観や敷地内の建築物等と調和した形態意匠とする。		解説 i-99
夜間景観	照明演出を行う場合は、建物のファサードの美しさや魅力を高めるものとし、周辺のまちなみの風景の一部となることを考慮して表現内容や表現方法を工夫する。また、周辺環境に配慮した輝度とする。		夜間ガイドライン VI-36
	夜間照明を主たる道路に面して行う場合は、周辺景観やエリアのイメージと調和するよう夜間景観の形成に努める。		夜間ガイドライン VI-18,21
	公園や広場などのパブリックスペースに隣接する敷地では、夜間照明は周辺の安全・安心に寄与するよう努める。		夜間ガイドライン VI-20
	周辺に近代建築物など歴史的な景観資源やエリアを象徴する建築物等がある場合は、それと調和するよう配光や色温度に配慮する。		夜間ガイドライン VI-18,23
	建物の壁自体を媒体として活用し、動的な変化や映像を創り出す照明演出について、別に定めがある場合は、これによるものとする。		-

	河 川	主要な視点場からの眺めに配慮し、大川、堂島川、土佐堀川及び安治川の敷地で河川に面する建築物は、水面への映りこみに配慮した照明などにより、都市の魅力を高める水辺の夜間景観の形成に努める。	夜間ガイドライン VI-32
工作物の建設等			
配置等	敷地際に空地を設け、周辺への圧迫感や威圧感の軽減に努める。		解説 i-101
	主たる道路や隣接する公園等の公共空間からの見え方に十分配慮し、工作物に付属する駐車場等がある場合は、その周囲及び出入口等の緑化に努める。		解説 i-101
外観	工作物単体のバランスだけでなく、周辺景観と調和するよう、形態意匠を工夫する。		-
	工作物の正面だけでなく、主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見える、工作物の側面や背面の形態意匠も工夫する。		解説 i-101
	大規模な面は、圧迫感のある単調なものとならないよう、形態意匠を工夫する。		解説 i-101
	周辺のまちなみや工作物全体の形態意匠と調和のとれた色彩とする。		-
	工作物と一体となった広告物やサインは、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、形態意匠や設置位置を工夫する。		-
	材料は、汚れが目立ちにくいもの、維持管理が容易なもの又は経年により景観をそこなうことのないものとするよう努める。		解説 i-101
	河 川	対岸、橋上及び水上からの見え方を意識した形態意匠となるよう工夫する。	解説 i-101
		堂島川や土佐堀川など舟運ルートが整備されている河川沿川の敷地では、沿川のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫するとともに、植栽などについても水辺と調和のとれたデザインとなるよう努める。	-
		主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する工作物は、歴史的景観資源を象徴的に望めるよう資源との関係を意識したデザインとするなど、形態意匠を工夫する。	-
	道 路	主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する工作物の部分は、主要な視点場からの眺望範囲にアクセントカラーを用いないよう努める。やむを得ず、アクセントカラーを用いる場合は、シンプルにまとめるものとする。	解説 i-112
		景観上主要な道路からの見通し景観を意識して、沿道のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫する。	-
夜間景観	照明演出を行う場合は、工作物の美しさや魅力を高めるものとし、周辺のまちなみの風景の一部となることを考慮して表現内容や表現方法を工夫する。また、周辺環境に配慮した輝度とする。		夜間ガイドライン VI-36
	光のまちづくり推進委員会での取り組みを踏まえ、護岸や橋梁等の良好なライトアップに努める。		夜間ガイドライン VI-34
	周辺に近代建築物など歴史的な景観資源やエリアを象徴する建築物等がある場合は、それと調和するよう配光や色温度に配慮する。		夜間ガイドライン VI-18,23
	河 川	主要な視点場からの眺めに配慮し、大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する工作物は、水面への映りこみに配慮した照明などにより、都市の魅力を高める水辺の夜間景観の形成に努める。	夜間ガイドライン VI-32

(留意事項)

- ・ 本市が都市景観委員会の意見を受けて、良好な景観形成を図ることができる建築物等であると認めた場合は、この基準外とすることができる。
- ・ 他の重点届出区域と重複する敷地については、双方の基準を満たすものとする。